

第Ⅳ章 防災公園等の管理運営

Ⅳ. 1 管理運営の基本的考え方

公園管理者は、災害時に求められる機能を適切に発揮できるよう、以下の考え方を基本とし、防災公園等の管理運営を行う。

1. 各防災公園等に求められる機能や位置づけを明確にする。
2. 公園管理者に求められる役割を把握・整理する。
3. 防災公園等の管理運営に関わる関係機関や地域住民との連携体制を構築する。
4. 災害時の円滑な利用の観点から平常時に定期的な施設の維持管理を行う。
5. 日頃から防災関連施設の積極的な活用や普及啓発を図る。

【解説】

本ガイドラインにおける「防災公園等の管理運営」では、公園管理者（行政の公園所管部局の職員のほか指定管理者を含む。以下同じ。）を主な対象として、平常時及び災害時に果たすべき管理運営上の役割や対応について示す。対象とする公園については、過去の災害で被災直後に多くの地域住民が「身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園」を避難場所等として利用していた実態を踏まえ、「Ⅰ. 2 防災公園とは」にある7種類の防災公園及び「身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園」とし、Ⅰ. 2の定義に倣い「防災公園等」と表現する。対象とする災害は、地震災害を主とするが、水害についても考え方を示す。なお、計画設計段階における管理運営面の留意事項は、「Ⅲ. 1. 1 防災公園の計画・設計に関する基本的な考え方」及び「Ⅲ. 2. 4 防災公園の管理運営方針の検討」を参照されたい。

1. 各防災公園等に求められる機能や位置づけを明確にする

「Ⅰ. 2 防災公園とは」で示されているように、おおまかな目安として、時間経過を考慮しつつ防災公園等の種類ごとに時間経過を含めて主な役割を整理すると、表Ⅳ-1及び表Ⅳ-2のと

表Ⅳ-1 防災公園等の役割—時系列的整理(地震火災の場合)【再掲】

災 害 の 時 間 区 分						
段 階	予防段階	災害発生	直後段階	緊急段階	応急段階	復旧・復興段階
時間 スケール	発災前		発災～概ね 3時間程度	概ね3時間～ 概ね3日程度	概ね3日以降	
防災目標	事前防止		生命確保	生命維持	生活確保	生活再建
防災公園 の役割	○防災に関する知識を学ぶ場(防災訓練、自主防災組織の育成、防災意識の普及啓発)		○火災の延焼の遅延または防止 ○爆発による被害の軽減または防止 ○救援活動の場 ○緊急避難の場 ○大火時の一時集合場所、避難中継地、最終避難地、避難路等	○火災の延焼の遅延または防止 ○爆発による被害の軽減または防止 ○救援活動の場 ○一時的避難生活の場 ○徒歩帰宅者への支援等	○救援活動の場 ○一時的避難生活の場等	○復旧・復興活動の拠点等

出典：社団法人都市計画学会資料より作成

表Ⅳ-2 設置目的からみた防災公園等の役割(地震火災の場合)【再掲】

役割 設置目的	火災の延焼又は遅延の防止	爆発による被害の軽減又は防止	徒歩帰宅者等への支援の場	一次避難地			最終避難地	避難路	救援活動の場	一時的避難生活の場	復旧・復興活動の拠点	防災に関する知識を学ぶ場
				緊急避難の場	大火時の一次集合場所	避難中心地						
広域防災拠点の機能を有する都市公園				○			○		◎	○	◎	○
地域防災拠点の機能を有する都市公園				○			○		◎	○	◎	○
広域避難地の機能を有する都市公園	○			○			◎		◎	○	◎	○
一次避難地の機能を有する都市公園	○			◎	◎	◎			○	○	○	○
避難路の機能を有する都市公園	○			○	○	○		◎				○
石油コンビナート地帯等と背後の一般市街地を遮断する緩衝緑地	○	◎										○
帰宅支援場所の機能を有する都市公園	○		◎	○	○	○						○
身近な防災活動拠点の機能を有する都市公園	○			○	○				○	○		○

◎：特に関連性が大きい ○：関連性が大きい

おりとなる。公園管理者は、このような災害時に防災公園等に求められる機能や位置づけを公園毎に明確にしておく必要がある。

なお、「Ⅲ. 1. 1 防災公園の計画・設計に関する基本的な考え方」で記述されているように、都市施設の一つである防災公園は、防災機能の全てを担うことはできず、また、地震火災だけでなく、津波や水害も対象とした総合的な防災対策において、全ての防災公園が全ての災害に対して防災機能を備えることも難しいという前提のもと、都市全体の防災性の向上を図ることができるよう、他の施設との役割分担を十分に図る必要がある。

2. 公園管理者に求められる役割を把握・整理する

一般的に大規模な地震等の災害が発生すると、行政機関は災害対応の体制に移行し、公園所管部局も災害応急活動全体のなかであらかじめ定められた分掌事務を行う体制に移行する⁹⁰⁾。その中で、公園管理者は、都市公園の施設管理者の立場として、地域防災計画等に位置づけられた役割分担を踏まえながら責任をもった対応を行うことが求められる。具体的には、公園利用者の安全確保や被災状況調査及び応急復旧、災害時利用の調整等の公園管理に係る震災関連業務の分掌事務を担うことになる（詳細は、「Ⅳ. 2. 1 災害時における公園管理者の対応の考え方」及び「Ⅳ.

2. 4 タイムライン（時間軸に沿った防災行動計画）の策定」を参照）。

3. 防災公園等の管理運営に関わる関係機関や地域住民との連携体制を構築する

防災公園等が災害時に様々な機能を発揮するには、行政の防災関係機関や地域住民などとの役割分担・連携が不可欠である。そのため、公園管理者、防災関係機関、地域住民からなる組織等を含んだ全体的な体制づくりや災害時の利用のルールづくりを検討する（詳細は、「IV. 2. 1 災害時における公園管理者の対応の考え方」及び「IV. 2. 4 タイムライン（時間軸に沿った防災行動計画）の策定」を参照）。

4. 災害時の円滑な利用の観点から平常時に定期的な施設の維持管理を行う

災害時に防災関連施設の機能を十分に発揮させるには、平常時のメンテナンスにおいて、他の公園施設とも共通する安全性の観点からだけでなく、防災関連施設として十分機能するかという観点からも定期的な点検・修繕などを行うことが重要である（詳細は、「IV. 2. 3 平常時における施設の維持管理と利用」を参照）。

5. 日頃から防災関連施設の積極的な活用や普及啓発を図る

被災直後については、行政側の支援体制が整っていない中で、公園の避難利用や一時的な避難生活利用等を地域住民が主体となって行うことが想定される。また、災害時における「地域の防災力」を高めるために、地域住民一人ひとりの自助・共助に対する意識を高めることや、日頃から地域住民や住民組織等が協働する機会を創出し、協力体制を築いていくことも重要である。このため、公園管理者においては、既に公園に整備されている非常用トイレの活用体験やかまどベンチを活用した炊き出し訓練等、防災関連施設を活用したイベントを日頃から実施し、災害時における防災公園等の役割の周知・普及を行うとともに、自助・共助の重要性を啓発する場を提供することが望ましい（詳細は、「IV. 2. 3 平常時における施設の維持管理と利用」を参照）。また、普及啓発のツールとして、参考資料3に示す「身近な公園防災使いこなしブック」（図IV-1）も活用されたい。



図IV-1 身近な公園防災使いこなしブック（詳細は参考資料3を参照のこと）

Ⅳ. 2 防災公園等の管理運営

Ⅳ. 2. 1 災害時における公園管理者の対応の考え方

災害時における公園管理者の対応についてあらかじめ把握し関係機関・地域住民等と連携しつつ公園管理者としての責任を全うする。

1. 災害応急体制の確立
2. 公園利用者の安全確保
3. 被災状況調査及び応急復旧
4. 関係機関・地域住民との連携・協力を通じた災害時利用の全体調整
5. 公園の通常利用の再開
6. 復旧工事

【解説】

「Ⅳ. 1 防災公園等の管理運営の基本的考え方」で記述したように、一般的に大規模な地震等の災害が発生すると、行政機関は災害対応の体制に移行し、公園所管部局も災害応急活動全体のなかであらかじめ定められた分掌事務を行う体制に移行する⁹⁰⁾。その中で、公園管理者は、都市公園の施設管理者の立場として、地域防災計画等に位置づけられた役割分担を踏まえながら責任をもった対応を行うことが求められる。

過去の災害では、この他に人員が不足する他の部局の応援業務として、人命救助や他の土木施設の被災状況調査及び応急措置、避難所の運営・巡回、罹災証明書の発行事務などに従事している（表Ⅳ－3、表Ⅳ－4）。ここではこのような過去の災害時における公園管理者の対応の実例^{90),91)}をもとに、災害時における公園管理者として行うべき主な対応とその留意事項を整理する。

なお、公園管理者においては、ここで示す公園管理者の対応を把握した上で、タイムライン（時間軸に沿った防災行動計画）を作成し、関係機関と共有することが望ましい（詳細は、「Ⅳ. 2. 4 タイムライン（時間軸に沿った防災行動計画）の策定」を参照）。

表Ⅳ－3 災害時の応急活動における公園管理者の役割

災害応急活動	公園管理者の役割
1.災害状況等の調査・報告及び応急活動	公園施設等の被害調査及び報告 危険箇所の応急措置及び修理
2.広報・情報・連絡活動	情報収集と広報（避難・救援状況、道路交通状況、公園利用状況等） 他機関との調整
3.救援・救護活動 ・自衛隊・警察・消防・ガス・水道・電気等の救援活動 ・消防活動 ・医療救護活動 人命救助 救護所の設置、医療器具資材輸送、負傷者の輸送、検死、埋葬等	野営・駐屯設備・宿泊所・ヘリポート等の位置・規模・アプローチ・使用設備等の協議・誘導 消防水利の位置・貯水量・アプローチ等の協議 人命救助 位置・規模・設備等の協議
4.救援物資の搬入・保管・仕分け・搬出	位置・規模・設備等の協議
5.避難場所の開設等 避難所の開設、避難者の収容、物資の配給、保健衛生措置	避難誘導 位置・規模・設備等の協議 備蓄物資の配給への協力
6.ボランティアの受け入れ	協力、宿泊・活動場所の確保・協議
7.仮設住宅・仮設トイレの設置	位置・規模・設備等の協議
8.ゴミ処理・がれき処理・尿尿処理	位置・規模・設備等の協議

出典：社団法人日本造園学会「公園・緑地の防災面からの検討と課題」⁹⁰⁾、赤松勉「震災と公園の管理と課題」⁹¹⁾

表Ⅳ－4 阪神・淡路大震災における災害後の公園管理者の対応（神戸市の例）

地震の発生	公園の避難誘導	人命救助	公園の被害調査	体制の確立
6時間後		仮復旧	避難民対策	
24時間後				協力会への召集要請、公園内のがれき置場、自衛隊の集合地点、消防支援者の宿舎設置
48時間後				仮設住宅の割り当て、支援隊の野営割り当て小型ヘリの発着地の要請
3日後				
7日後				瓦礫処理、処分地、仮設住宅の用地対応
15日後				復興計画検討 被害状況議会報告 災害復旧についての建設省協議
20日後				
30日後	用地問題	復旧工事	災害査定	災害復旧マニュアルの作成
50日後				復興計画事業策定 復興公園計画の基本方針作成

出典：社団法人日本造園学会「公園・緑地の防災面からの検討と課題」⁹⁰⁾

1. 災害応急体制の確立

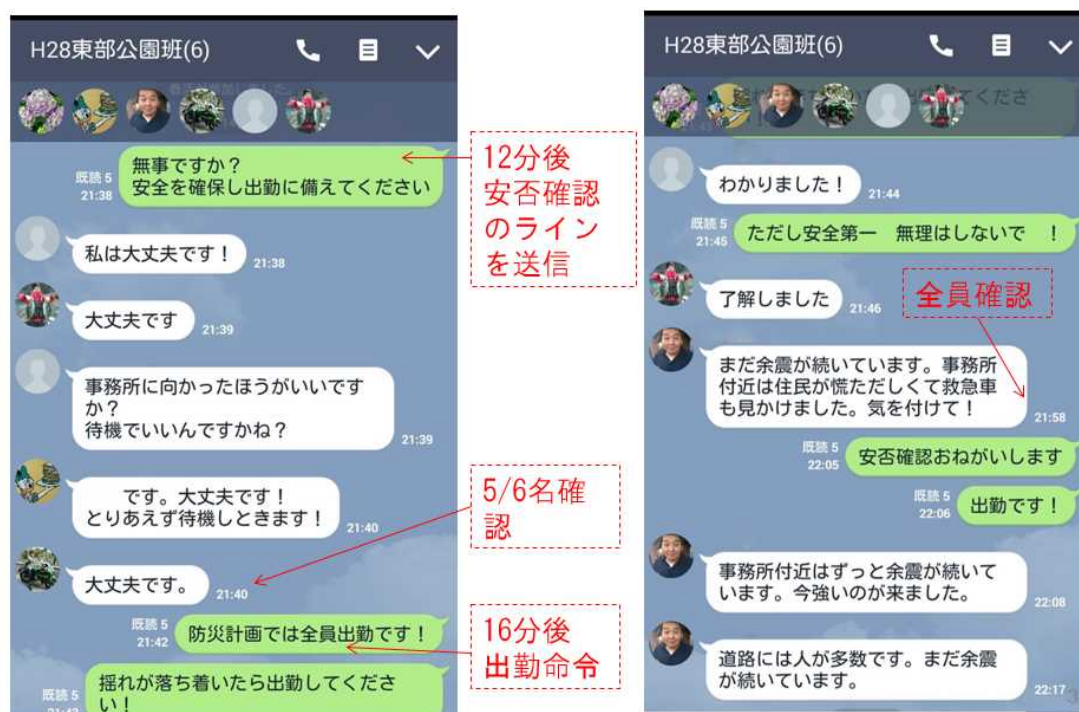
災害が発生し、災害対策本部や現場への配備体制がとられた場合、本庁や公園の現場等に動員を指定されている職員は、勤務時間内では直ちに参集し、勤務時間外では職員及び家族の身の安全を確認した後、できる限り早く配備に就くことが求められる。参考として、熊本地震前震発生時に公園所管部局の職員の安否確認を行った例を示す（図Ⅳ－2）。

しかし、大規模地震や津波の発生時には、行政職員や平常時に公園に常駐する指定管理者職員の全員は参集できないことが想定される。そこで、災害発生が夜間や休日等の勤務時間外の場合の、参集可能人員を時間軸に沿って整理しておく。参集時期の想定は、居住地から参集場所までの距離、公共交通機関の機能停止と車両通行の規制を前提とした徒歩や自転車等による参集所要時間

を考慮する必要がある。公園管理部局の担当職員が遠方からの通勤不能などにより、震災時に早期に公園に駆けつけられない事態が想定される場合は、徒歩圏内に居住する職員の参集を検討するとともに、その際の公園の管理権限や指揮命令系統など、誰にどのような対応を行うかあらかじめ決めておく必要がある。

なお、行政職員や公園等に常駐する指定管理者職員以外にも、施設等の緊急点検や応急復旧に別の者の参集が可能な場合、災害時の協定等の内容を勘案し、必要に応じ、参集を求める人員として考慮する。また、広域災害時には電話がつかない可能性があるため、電話で連絡を取れない場合の代替手段、安否確認の方法を決め、それを周知しておく必要がある。

阪神・淡路大震災の際、神戸市においては、本庁等の公園担当職員を特に被害の大きかった東灘区から須磨区の旧市街地の3事務所に集中配置し、震災直後の公園被害調査や災害復旧工事等を実施する体制を整えた⁹¹⁾。このように、被害の程度に基づき、配置転換等による体制の早期確立が重要である。



図Ⅳ－２ 熊本地震前震(平成28年4月14日21時26分発生)時に職員の安否確認を行った例

出典：熊本市東部土木センター提供

2. 公園利用者の安全確保

公園管理者が常駐している公園においては、災害時に公園利用者を安全な場所に避難誘導する必要がある。また、負傷者がいる場合はその救助(管理施設での保護、医療機関への搬送依頼等)を行うなど、人命優先を第一に対応する。避難誘導の際には、地震に伴う二次災害(地震に伴って発生する火災、津波、土砂災害)や水害に対する危険性(地震時の避難場所であっても、豪雨時に水没する恐れがある)など公園の立地に応じた災害リスクを踏まえ、適切な避難誘導を行う。

管理者が常駐していない公園においても、「3. 被災状況調査及び応急復旧」に示す現地調査に併せて、地域住民の公園への避難・利用状況確認を行い、公園施設の変状及び異常が確認された場合は立ち入り禁止等の応急措置を行うなど、「二次災害の防止」に努める。

3. 被災状況調査及び応急復旧

被災状況調査については、災害時の協定を締結している民間の造園業者等の協力のもと、「二次災害の防止」の観点から、災害に伴う損傷により公園利用者の重大な事故が発生する恐れのある施設、がけ崩れの発生やのり面崩壊等により公園内外への被害が懸念される箇所等について優先的に調査を行う。また、災害対策拠点となる公園においては、ヘリポートや災害対策車両の出入口など防災上重要な機能を担う施設・箇所について、優先的に点検を行う。異常や変状が確認された場合は、ヘリポートや災害対策車両の集結基地として利用を制限するなどの判断を行い、それを災害対策本部等と共有する。

被害状況調査において変状及び異常が確認された場合は、直ちにバリケード設置等により使用中止や立ち入り禁止の周知を行う等の応急対応を行う（図Ⅳ－3）。参考として、過去の地震災害における公園施設の被害の例と被害状況チェックリストの例を表Ⅳ－5 及び表Ⅳ－6 に示す。なお、異常が確認された場合は地域住民からも連絡してもらうなどの協力を得ることや、地元の民間事業者（造園会社等）と、災害時の公園の被害状況調査等の協力について、あらかじめ協定を締結しておくことが望ましい。

応急復旧の際にも対応の優先順位を検討する。優先順位の高い施設・箇所の例としては、上述の被災状況調査で述べたもの以外に、公園の災害時利用にも関係するライフラインの確保にかかる箇所を優先することなどが考えられる。

この他、特記事項として、動物園を有する公園においては、動物舎や飼育動物の被害状況を調査し、移送を含めた飼育動物の保護や飼料調達、変状及び異常が確認された場合の応急復旧等を行う。危険動物の逃亡時には速やかに関係機関や近隣住民への情報提供や捕獲等の対応を行う。

このような震災直後に行われる被災状況調査のデータは、その後の復旧作業の展開に当たっての基礎資料としても重要である⁹⁰⁾。特に、震災で被災した公園施設の復旧を公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に基づく都市災害復旧事業として進める場合は、被災後 10 日以内に報告することが定められているので注意が必要である（詳細は 6. 復旧工事参照）。なお、被害状況調査や応急復旧は、通常業務で行う公園施設の安全点検業務（異常の有無の確認等）との共通部分も多いので、その実施については、以下の資料を参照されたい。

○国土交通省「公園施設の安全点検に係る指針（案）」（平成 27 年 4 月）⁹²⁾

公園管理者が公園施設の状況を的確に把握し、適切な安全点検を行うことで、都市公園における安全・安心を確保するために公園施設の安全点検の前提となる考え方及び安全点検の実施に関する事項について整理したもの。



図Ⅳ－3 公園施設の被害調査及び応急措置（使用・立入禁止）の実施例（熊本市）

出典：熊本市水前寺江津湖公園サービスセンター提供（左）、熊本市東部土木センター提供（右）

表Ⅳ－５ 阪神・淡路大震災における公園の被害実態

被害及び対応		災害状況及び利用状況等
公園の被害実態	一般的事項	- 一定面積以下（1,000m²）の公園は延焼防止の効果が薄い - 防災機能を持った施設が少なかった - 地盤の液状化現象が起きた - 公園管理所、集会所が利用された - 頑丈な構造物は被害を受けると解体・撤去が困難となる - 何も無い広場が最も有効に利用された - 防災のための施設は通常は無用である
	基盤造成	- 法面の崩壊が起きた - 地割れが起きた
	園路・広場	- 隣接家屋倒壊により入口が遮断された - 大型車両の進入により舗装が破損した - 車止め、段差により緊急車両の出入りが出来なかった - 舗装に亀裂が入った
	修景・植栽	外周の植栽が延焼防止の役割を果たした
	管理施設等	- 擁壁の倒壊、破損が起きた - 外柵、擁壁で逃げ込みができなかった - 生活給水の遮断（飲料水、生活水の不足） - 便所が不足した

出典：社団法人日本造園学会「公園・緑地の防災面からの検討と課題」⁹⁰⁾

表Ⅳ－６ 被害状況チェックリストの例

公園緑地等 地震被害状況チェックリスト

公園番号	年月日	年	月	日	記録者				
公園名	広域	ヘリ	物資	帰宅	本部	自衛	消防	住宅	産業
所在地									
面積									

チェック項目		被害状況等	
公園施設	□避難・利用に支障のある破損の有無	・入口周辺施設の損傷	有・無
		・主要園路の陥没	有・無
		・広場、園路等の液状化現象	有・無
		・施設の倒壊、大規模な破損	有・無
		・その他	
	□急ぎ対応の必要な事項の有無	・斜面崩壊、土砂流出	有・無
		・外周道路、隣接民家への倒木	有・無
		・水道損傷による大規模漏水	有・無
		・排水管の損傷による下水のあふれ、漏水	有・無
		・公園内建築物の火災、倒壊、大規模損傷	有・無
・その他			
公園状況	□避難状況	・公園内に避難している人はいるか	有・無 (名程度)
		・テントなど避難者が設置した施設はあるか	有・無 (設置物)
	□他の用途利用	・ゴミ置き場など、他の用途利用はあるか	有・無
ライフライン	□水道	・蛇口から水が出るか、水圧、水量は十分か	
		・水に泡、濁り、異臭はないか	
	□排水	・橋、マンホールの突出はないか	
		・漏水、下水のあふれはないか	
	□電気	・引込柱および架空線に破損はないか	
□ガス	・園内照明灯に倒れているものはないか		
	・(管理等周辺に)ガス臭等はないか		
その他			

※ 裏面の公園の平面図に破損箇所等を明示

4. 関係機関・地域住民との連携・協力を通じた災害時利用の全体調整

災害時には、避難だけでなく救援等の諸活動においてさまざまな使用主体（消防隊や自衛隊、住民等）によるさまざまな使用形態が想定される。また、各用途のスペースを必要とする時期は、利用主体や利用形態によって異なる。したがって、公園管理者は、公園及び公園施設に関するさまざまな情報を把握・管理し、災害時に公園が有効に活用されるよう、関係者との調整と全体的なコーディネートが行えるような体制を検討する必要がある。原則的には、公園利用については、公園管理者、特に管理事務所がある場合は常駐する管理者が総括して運用・管理を行うこととなる。必要に応じて関連する防災機関や民間組織等との調整を行い、あらかじめ運用・管理体制やその方法をあらかじめ定めておくことが必要である。

災害対策の拠点として位置づけられている公園においては、災害対策の拠点としての業務（災害対策本部より派遣される現地責任者及び調整要員と連携し、消防、警察、自衛隊等の広域的支援部隊の受け入れなど）を行う。例えば、ヘリポートに位置づけられている公園においては、施設の点検と使用可否の判断（大きな地割れ・陥没の発生、また、避難者多数のため使用不可である等）が求められることが想定される。

仮設住宅や震災ごみ仮置き場等の占用にあたっては、都市公園法に基づく協議手続き（エリア確定・占用許可・管理協定・復旧条件等）、設置にかかる公園の改修（支障となる施設の撤去等）が進められる。阪神・淡路大震災時の神戸市や東日本大震災時の仙台市では、一定規模のオープンスペースを有する公園をリストアップし、仮設住宅や震災ごみ仮置き場を建設する公園を決めていった（仙台市ヒアリング調査）。また、過去の地震災害時において公園管理者は、庁内の関係部局と公園法の占用手続きの協議を行うとともに、現地立会いにより仮設住宅区域の決定を行っている（表Ⅳ－7）。仮設住宅の建設の際には、当面の維持管理はもちろんのこと、後の復旧に大きく影響することになるため、建設に先立って設置者と互いの役割分担のほか、区域、物件、関連設備等について書面・図面で明確にしておく必要がある。また、住宅設置期間の公園の維持管理においては、設置者との明確な役割分担を定め、連携して対応していくことが重要である。

表Ⅳ－7 仙台市公園課における東日本大震災時の関係部局との利用調整の一例

月日	関係機関	公園管理者の対応
3/11 地震発生		
3/13	リサイクル推進課	震災廃棄物等対策実施要領に基づき、震災ごみ仮置場リストを作成。
	営繕課	応急仮設住宅建設候補地のリストを作成し、送付。
	青葉区災害対策本部	評定河原公園を臨時ヘリポートとして利用したいとの要望があり、了承。
	青葉区街並み形成課	錦町公園を他都市からの応援職員の臨時駐車場として利用したいとの要望があり、了承。
	道路管理課	七北田公園（仙台スタジアム）の通路を資材置場として利用したいとの要望があり、了承。
	自衛隊（道路部及び下水道部経由）	扇町四丁目公園を自衛隊テント設営地としての提供してほしいとの要望があり、営繕課に仮設住宅との利用調整を図るよう連絡し、了承。
3/16	警防課（消防局）	七北田公園を消防救援隊の駐屯地として利用したいとの要請があり、了承。
3/17	営繕課	七郷中央公園を応急仮設住宅候補地としたいとの要請があり、了承。
3/19	廃棄物管理課	日の出町公園を災害ごみ仮置場として利用したいとの要請があり、了承。

出典：仙台市提供資料をもとに作成



図Ⅳ－４ 震災時に公園管理者が耐震性貯水槽の運用のサポートを実施した例（熊本市錦ヶ丘公園）

出典：熊本市東部土木センター提供

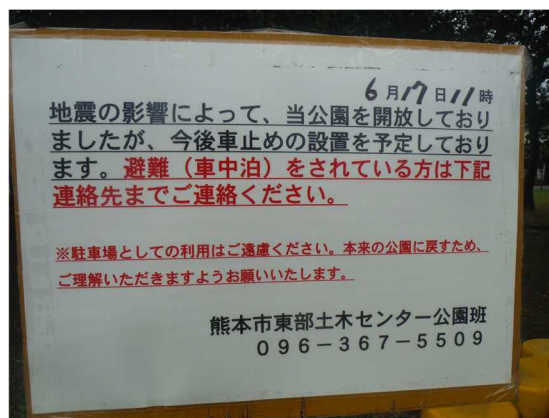
公園内に耐震性貯水槽、マンホールトイレなどの防災関連施設が設置されている場合、災害時の実質的な運用については、避難者等の地域住民が主体となるケースが予想されるが、公園管理者においても当該施設の運用状況等について適宜確認を行うとともに、必要に応じて施設の運用のサポートを行うことが望ましい（図Ⅳ－４）。

車中泊の受け入れについて、熊本地震の際には、公園管理者、指定管理者、災害時の協定を締結した民間の造園業者、地域住民（自治会長、公園愛護会長等）によって車止めの開放と車中泊の受け入れが行われた²²⁾。熊本地震のケースについては、自らが身を守る方法の一つとして車中泊を評価する見方がある一方で、エコノミークラス症候群等による震災関連死の危険性が問題視された^{93), 94)}。なお、一般に、発災直後の段階における自動車による避難は、渋滞を引き起こし、消防・救急活動に支障を来すことや交通事故が発生する危険性もあること等から、「自動車による避難は原則として禁止（原則として徒歩避難）」とされている^{95), 96)}。ただし、地域特性（例えば、平時から車の通行量が少なく、自動車による避難を行っても問題が生じない地域など）において、例外として自動車避難を選択することもありうるとする考え方もある⁹⁷⁾。また、災害発生時は、市町村があらかじめ指定した避難所に滞在することが原則であるが、車中避難者は災害対策基本法上の「やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者」に該当するものとして、「市町村（都道府県）は車中避難者も含めた被災者に対して生活環境の確保の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない」こととされている⁹⁸⁾。

これらのことを踏まえ、公園管理者は、地域防災計画の内容や地域特性等を総合的に勘案した上で、車中泊の受け入れの是非や判断基準についてあらかじめ検討するとともに、その検討内容について地域住民等に事前に周知を図る必要がある。

5. 公園の通常利用の再開

公園の通常利用の再開については、被災後の非常事態が続いている時期であるのか平常利用が再開できる時期まできているのか状況の見極めが重要であり、市民要望の動向や刻々と変化するまちの復旧・復興状況を睨みながら市町村等の生活再建の方針を踏まえた判断が必要である。公園避難者への対応については生活再建部局と連携を図り、粘り強い面談交渉を前提に、避難生活の場を移動する場合の事前周知・準備期間をできる限り確保しつつ、段階的に進めていくことが肝要である。参考として、避難場所の閉鎖（公園の通常利用の再開）の事前周知を行った例を図Ⅳ－5に示す。



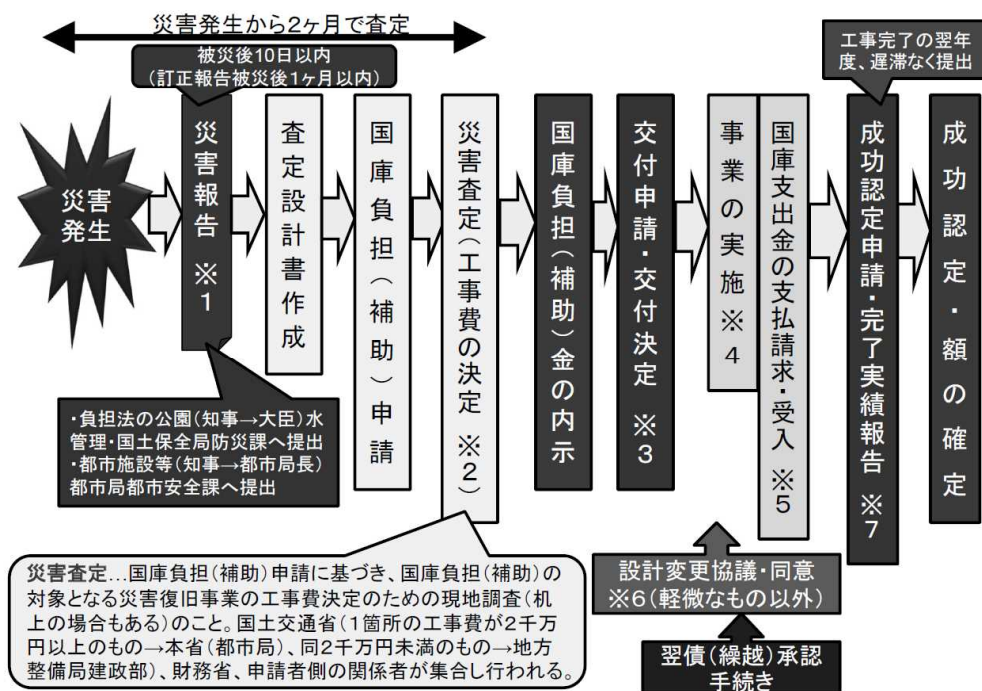
図Ⅳ－5 避難場所の閉鎖（公園の通常利用の再開）の事前周知を行った例（熊本市）
（公園管理者によるもの（左）、地域住民によるもの（右））

出典：熊本市東部土木センター提供（左）、川口富子氏提供（右）

6. 復旧工事

被災した公園施設の復旧の多くは、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法に基づく都市災害復旧事業として進められる。阪神・淡路大震災時の神戸市では、査定公園数 150 公園、事業費約 28 億円、東日本大震災時の仙台市では、査定公園数 61 公園、事業費約 10 億円となっている。当該事業を実施する際には、被災後 10 日以内（訂正報告は被災後 1 ヶ月以内）に災害報告、災害発生から 2 ヶ月以内に災害査定を行うなど、迅速な対応が求められる（図Ⅳ－6）。一方で、過去の災害における都市公園の災害査定では、「災害復旧事業の経験者がほとんどいないため、査定事務の進め方に苦慮した」、「原形復旧の妥当性の判断や原形復旧が困難又は不適当な場合の復旧方法に関して、疑義が生じることも多かった」との報告がされている。そのため、公園管理者においては、被災した公園施設の復旧を行う場合のスケジュールや概要をあらかじめ把握するとともに、事前の備えの一つとして、都市公園台帳等公園基礎資料の管理を行うことが重要である（詳細は、「Ⅳ. 2. 3 平常時における施設の維持管理と利用 2. 都市公園台帳等公園基礎資料の管理を行う」を参照）。

また、過去の地震災害の復旧工事では、単に元に戻すだけではなく、地域の状況を踏まえたリニューアルなど原状復旧以外の整備や維持管理について地域住民から要望が多く寄せられている。例えば、少子高齢化が進んだ地域では、元々は遊具が設置されていたところ、そのとおりに戻すよりも健康器具系施設を設置してほしいという要望があることも想定される。原形復旧以外の整備は災害復旧事業の対象外であるが、公園管理者においては、社会ニーズの変化や地域の復興、その後の公園利用の活性化や環境・景観への配慮といった観点から、公園の復旧方向について総合的に検討することが望ましい。



図Ⅳ－6 災害復旧事業の主な流れ

出典：国土交通省都市局公園緑地・景観課「平成 29 年度全国都市公園・緑化・緑地保全主管課長会議資料」99)

□公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第2条

この法律において「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害をいう。

- 2 この法律において「災害復旧事業」とは、災害に因って必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。）ことを目的とするものをいう。
- 3 災害に因って必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。
- 4 （略）

Ⅳ. 2. 2 管理・運営の体制・ルールづくり

防災公園等が災害時に様々な機能を発揮するには、公園管理者内外における適切な役割分担・連携が不可欠である。そのため、公園管理者（行政の公園所管部局、指定管理者）、防災関係機関、地域住民からなる組織等を含めた、全体的な体制づくりや災害時の利用のルールづくりを検討する。

1. 行政の公園所管部局と指定管理者との役割分担・連携
2. 公園管理者と防災関係機関、地域住民、民間事業者との役割分担・連携

【解説】

「Ⅳ. 2. 1 災害時における公園管理者の対応の考え方」で記述したように、災害時において公園管理者は、都市公園の施設管理者の立場として、地域防災計画等に位置づけられた役割分担を踏まえながら責任をもった対応を行うことが求められる。ここでいう公園管理者とは、「Ⅳ. 1 管理運営の基本的考え方」で記述したように、行政の公園所管部局の職員のほか指定管理者が含まれる。したがって、指定管理者においても「公園管理者としての責任を全うする」意識を日頃から醸成するとともに、行政の公園所管部局と指定管理者双方の公園管理者としての役割分担について認識共有することが重要である。

また、「Ⅲ. 2. 4 防災公園の管理運営方針の検討」で記述したように、防災公園等は、その種類や規模等によって状況は異なるが、学校等の建築物と比較して、管理者が常駐しているところは限られ、平常時に管理面での人的な対応は少ない。災害時においても、公園として必要な人員を速やかに派遣することは困難なことが予想され、公園施設等の管理・運用を公園管理者のみで行うことは困難である。したがって、災害時の公園の管理運営については、公園管理者と他の防災関係機関や地域住民等の様々な組織の連携と役割分担が必要である（表Ⅳ－8）。特に、支援体制が整っていない被災直後は、施設の使用等において、行政側の人的対応が困難となり、施設の実質的な管理・運用については、避難者等の地域住民が主体となるケースが想定される。また、必要に応じて公園の施工や管理に関わる民間の造園業者等と災害時の協定を締結することも検討する。

さらに、平常時の公園の管理運営体制も考慮しつつ、災害時に求められる機能を適時適切に発揮できるよう、「タイムライン（時間軸に沿った防災行動計画）」の視点から、実情に応じた出来るだけ具体的なマニュアル等を作成しておくことが望ましい（詳細は、「Ⅳ. 2. 4 タイムライン（時間軸に沿った防災行動計画）の策定」を参照）。

表Ⅳ－8 都市公園（広域防災拠点）における災害時の役割分担・連携イメージ（東京都）

活動内容	公園施設 管理者	地元自治会等	ボランティア	市区町村	協定事業者	現地機動班	災害対策本部	自衛隊 消防・警察
①公園利用者の被害の把握と対応	◎	△ 公園利用者	△1 救護支援					
②公園施設の点検と安全確保	◎		△2 施設点検					
③連絡フローに基づく情報連絡	◎							
④避難者の状況把握と園内避難誘導	◎→○	△ 避難者		○→◎				
⑤避難者等に対する情報提供	○		△3 通訳	◎				
⑥公園施設破損箇所の応急復旧	◎				△ 公園維持			
⑦活動部隊との調整、活動拠点の確保	○ 機動班補助					◎ 拠点確保	◎ 統括調整	◎
⑧避難者の園外誘導、帰宅者支援	◎ 帰宅者支援	△ 道案内		◎ 園外誘導	◎ 帰宅者支援			

凡例 ◎:主導者 ○:補助者 △:主導者、補助者ともに不在の場合における活動者

△1赤十字災害救護ボランティア、△2建設防災ボランティア、△3東京都防災（語学）ボランティア

出典：東京都提供

1. 行政の公園所管部局と指定管理者との役割分担・連携

平成15年の地方自治法の改正により創設された指定管理者制度は、従来、地方公共団体が担っていた都市公園や運動施設などの公の施設の管理について、民間事業者も含め管理を代行させることができるとしたものである。指定管理者制度の導入時における災害対応の検討は、防災公園の管理運営の中でも重要な検討項目の一つである。

公園管理に当該制度を導入するにあたっては、それぞれの公園の管理の目標に向けていかに効率良く利用者への良好なサービスが提供できるかなどの観点から、指定管理者の選定・評価にあたらなければならない。対象となる公園が防災拠点や避難地、あるいは遊水地として指定されている場合、指定管理業務の一つとしてこれら機能への対応について検討するとともに、指定管理者が担う役割分担について明確にしておくことが望ましい。官民連携（指定管理者制度）導入のステップに応じた検討事項を図Ⅳ-7、震災時及び水害時の指定管理者の役割を具体的に記した例を表Ⅳ-9に示す。また、災害時における指定管理者との役割分担等を定める際には、必要に応じて関係部局と事前に協議を行うことが望ましい。

①災害対策の拠点となる公園

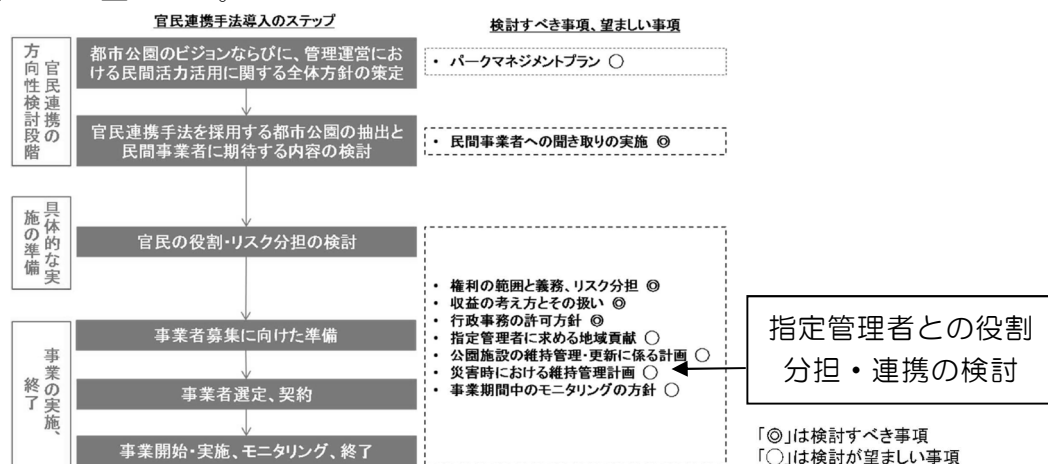
指定管理者制度を導入する都市公園が地域防災拠点や広域防災拠点に位置づけられている場合、災害時に防災拠点として円滑に機能できるよう災害時における指定管理者の役割を、募集要項等に明確に示しておくことが望ましい。

②避難地としての都市公園

指定管理者制度を導入する公園が一次避難地や広域避難地として指定されている場合は、防災拠点に位置付けられている場合と同様、募集要項等において、地方公共団体の防災計画に基づき、指定管理者が行うべき災害時の対応を具体的に記載すること等が考えられる。また、防災訓練への協力のほか、指定管理者としての災害時の行動計画の策定を求めることも考えられる。

③遊水地機能を有する公園

指定管理者制度を導入する都市公園が遊水地機能を有する場合、降雨や水位等の水害に係る情報収集、遊水地への越流が見込まれる場合の公園利用者の安全確保（避難誘導等）、洪水後の利用再開に向けた清掃及び維持補修等の役割分担を示すほか、越水回数が当初想定より上回った（又は下回った）場合の指定管理料の扱い（個別協議により別途対応する旨等）についても示しておくことが望ましい。



図Ⅳ-7 官民連携(指定管理者制度)導入のステップに応じた検討事項

出典：国土交通省都市局公園緑地・景観課「官民連携による都市公園魅力向上ガイドライン（H26.4）」¹⁰⁰⁾

表Ⅳ－9 震災及び水害の際の指定管理者の役割を示した例（神奈川県立境川遊水地公園）

事務又は業務	指定 管理者	設置管理許可 施設等※	県藤沢土木 事務所	関連市
被災状況等の把握	◎公園内	◎施設内	◎管内	◎市内
園内への情報提供	◎	◎施設内	○	○
公園利用者の 避難誘導	◎	◎施設内		◎公園外
周辺住民の 避難誘導				◎市内
園内負傷者への 救急措置	○応急措置	◎ 施設内 応急措置		◎
公園施設の提供	—	—	—	
避難場所の運営	—	—	—	◎
必要物資の提供	○	○		◎
救助・救援活動 への支援	○	○	○	○
公園施設の復旧	◎応急措置	◎施設内	◎本格復旧	
平常時 維持管理	◎	◎施設内	○	
意識向上、 行動訓練	◎	◎施設内	○	○

◎：主体的な活動、○：協力、支援、連携する活動

※ 設置管理許可施設がある場合の施設管理者

地域防災計画を基に想定した公園内での役割分担だが、被災時には状況に応じて県民、利用者の安全や生活の確保を第一に、それぞれが臨機応変に対応するものとする。

大雨等に関する注意報等発表時の配備体制について	
本公園は、境川遊水地の上部利用公園であることから公園利用者の確実な安全確保などを図るため、つぎの内容に沿った配備体制を実施する。	
1 配備基準 ① 「大雨」または「洪水」に関する注意報又は警報が気象庁から発表された場合で、その対象地域に「湘南」「横浜・川崎」「相模原」のいずれかの地域が含まれた場合とする。 ② 藤沢土木事務所から配備につくよう連絡を受けた場合とする。 ③ 原則として配備要員は2名体制とするが、警報等が発表された場合には増員する。 ④ 配備場所は境川遊水地情報センター1階執務室内とする。	
2 配備体制 ① 業務時間内にあつては、直ちに配備につくものとする。 ② 業務時間外の発表(18:00まで)にあつては、神奈川県藤沢土木事務所（以下、土木事務所と記す）と協議して配備体制を決めることとする。 （*土木事務所と指定管理者との大雨等に関する配備体制の申し合わせ事項参照）	
3 配備時の主な業務 ① 気象及び河川に関する情報の確認(発表内容、境川の水位など) ② 利用施設の現場状況の把握・確認 ③ 境川遊水地の排水ゲート(本堤・中央越流堤)開閉状況の確認 ④ 公園利用者への大雨注意報等の伝達・連絡の徹底 ⑤ 大雨洪水注意報等発表後の境川遊水地公園利用制限について土木事務所と協議し、施設利用制限及び利用者の安全確保や誘導などを行う。 ⑥ 大雨洪水警報等の対応については、直ちに利用施設の利用制限(中止)を行い、利用者の安全確保や誘導を行う。次に公園施設など点検・パトロールを実施し、外周柵等の出入り口門扉などの施錠を行う。 ⑦ 配備体制、状況報告、被害報告ほか利用制限・誘導処置等の報告を行う。	

出典：神奈川県「神奈川県立都市公園指定管理者募集要項（境川遊水地公園）」¹⁰¹⁾

また、指定管理業務として防災拠点や避難地としての機能への対応を求める際は、業務募集の際からそのことを明確にすることが望ましく、募集時に作成が必要な書類において災害時の対応の記載が望ましい箇所について、表Ⅳ-10 のとおり示す。

表Ⅳ-10 指定管理業務募集の書類作成に際して災害時の対応を記載することが望ましい箇所の例

書類	概要	検討・作成方針
募集要項	施設の概要	単に施設の概要のみを記載するのではなく、パークマネジメントプラン、各公園のビジョン、防災上の役割等についても記載することが望ましい。
	選定方法・基準等	当該都市公園において必要な管理運営基準を満たしつつ、民間事業者の創意工夫が発揮できるよう工夫することが望ましい。防災公園等においては、災害時における指定管理者の役割を十分理解の上、より具体的な連絡体制、初動時・緊急時の対応等の明記を提案書に求めることが望ましい。
	指定管理者が行う業務内容及び基準	指定管理者が行う業務内容及び基準について明確に記載することが望ましい。必要に応じて災害対応業務及び災害対応業務に係る費用負担の考え方（個別協議により別途対応する旨等）についても記載することが望ましい。
	地方公共団体と指定管理者の業務区分及びリスク分担	指定管理業務の実施における地方公共団体として指定管理者間のリスク分担について可能な限り明確に記載することが望ましい。災害時の対応の役割分担についても記載することが望ましい。
仕様書	指定管理業務の対象となる公園施設	募集要項記載の指定管理業務の詳細について記載。災害対応業務についても詳細に記載。
維持管理基準書	維持管理の基準について詳細を記載	募集要項記載の指定管理業務の詳細について記載。防災管理施設については、災害時に使えるかという観点から基準を定めておくことが望ましい。

出典：国土交通省都市局公園緑地・景観課「官民連携による都市公園魅力向上ガイドライン（H26.4）」¹⁰⁰⁾を参考に作成

2. 公園管理者と防災関係機関、地域住民、民間事業者との役割分担・連携

1) 防災関係機関との役割分担・連携

災害時の公園は、避難利用や一時的な避難生活利用等のほか、消防関係や自衛隊、その他の関係機関等、さまざまな人々や組織、団体等に利用される。また、災害発生時から復旧・復興段階まで様々な利用がなされ、同じ施設であっても、時間経過に伴い、その利用目的や利用形態が変化する。したがって、公園管理者は、公園及び公園施設に関するさまざまな情報を把握・管理し、災害時に公園が有効に活用されるよう、関係者との調整と全体的なコーディネートが行えるような体制を検討するとともに、必要に応じて、救援に係る防災関係機関と事前に災害時利用の調整を行い、利用協定等を締結することを検討する。

特に、「広域防災拠点の機能を有する都市公園」、「地域防災拠点の機能を有する都市公園」は、救援活動の拠点となり、消防関係や自衛隊等の様々な活動主体が利用することから、公園利用の全体調整が不可欠となる。広域的、あるいは当該都市としての救援システムに組み込まれることから、あらかじめ関係機関との調整を図り、具体的な公園利用方法や管理体制を定めておく必要がある。

なお、災害時の公園利用に係る防災関係機関については、「Ⅲ. 1. 2 調査」で示したように、特に関係する機関として以下があげられる。

- ア. 防災担当部局等 …… 地域防災計画やその他防災に係わる全体的な内容、及び導入機能や施設の設置、管理、災害時の運用等に係わる協議・調整を行う。
- イ. 水道事業者、水道事業所管部局等 …… 公園の一般的な給水計画・設計に係わる協議の他、必要に応じて、直結型耐震性貯水槽やその他の応急給水施設等の設置、管理、災害時の運用、或いは応急給水等に係わる協議・調整を行う。
- ウ. 警察署、消防署等の警察・消防関係機関 …… 必要に応じて、活動スペース等に関する協議、調整を行う。また、特に消防関係機関とは、防火水槽、その他消防水利の設置、管理、災害時の運用等に係わる協議・調整を行う。
- エ. 保健所、病院等の医療関係機関 …… 必要に応じて、活動スペース等、及び備蓄品や機材等に関わる協議・調整を行う。
- オ. 下水道関係部局等 …… 公園の一般的な排水計画・設計に係わる協議の他、必要に応じて、災害時の排水、特に汚水・排水等に係わる協議・調整を行う。
- カ. 清掃関係部局等 …… 必要に応じて、災害時の汚水・汚物の処理、ごみ等の処理に係わる協議・調整を行う。
- キ. 電力、通信関係事業者 …… 公園の一般的な電気・通信設備計画・設計に係わる協議の他、必要に応じて、受電や電話回線等に係わる協議・調整を行う。
- ク. 自衛隊 …… 必要に応じて、活動スペースや駐屯スペース等に係わる協議・調整を行う。

2) 地域住民との役割分担・連携

被災直後の公園施設の実質的な管理・運用については、行政側の支援体制が整っていないため、避難者等の地域住民が主体となるケースが想定される。実際、熊本地震など過去の地震災害では、地域住民が主体となって防災公園等の管理運営が行われた例がみられている。そのため、普段からの備蓄倉庫等の防災関連施設の鍵の管理や災害時の施設使用の判断等地域住民との役割分担について、それぞれの防災公園等の機能や役割、施設の種類等に応じて、あらかじめ検討しておく必要がある。

なお、平常時における地域住民の防災訓練や防災関連施設の使用体験、防災学習の場としての活用等の詳細については、「Ⅳ. 2. 3 平常時における施設の維持管理と利用」を参照され

たい。

3) 民間事業者との役割分担・連携

災害時の公園内の園路や施設、地盤等が破損した場合の応急的な補修・復旧、及び施設の管理、あるいは公園の利用状況の把握などの情報収集においては、周辺住民や住民組織の他、公園の施工や管理に関わる民間の造園業者等の協力も必要となる場合が想定されるため、必要に応じてそれら関係者と災害時の協定を締結することも検討する。

その他、公園の特性によっては、売店や飲食店などの設置管理を行う民間事業者などとの連携（例えば、災害時における避難生活の支援のスペース、帰宅困難者の一時滞在施設及び屋内スペースとしての活用等）も検討する。また、これら施設の設置等予定者を「公募設置管理制度（Park-PFI 制度）^a」により選定する際には、地域の実情や各都市公園の特性、事業の特性等に応じて、災害発生時の対応など安全・安心に配慮した管理計画を評価の項目の一つとして定めることが望ましい¹⁰²⁾。

^a 公募設置管理制度（Park-PFI 制度）とは飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の整備、改修等を一体的に行う民間事業者を、公募により選定することができる制度。平成 29 年の都市公園法改正により創設された。

Ⅳ. 2. 3 平常時における施設の維持管理と利用

防災公園等が有する様々な機能を災害時に効果的に発揮させるには、平常時における施設の維持管理と利用が重要である。

1. 防災機能に配慮したメンテナンス
2. 都市公園台帳等の公園基礎資料の整備・管理
3. 災害時の公園利用を想定した防災訓練等の実施
4. 地域住民への公園の防災機能の周知と防災関連施設の利用体験機会の提供

【解説】

1. 防災機能に配慮したメンテナンス

災害時に防災関連施設の機能を十分に発揮させるには、平常時のメンテナンスにおいて、他の公園施設とも共通する安全性の観点からだけでなく、防災関連施設として十分機能するかという観点からも定期的な点検・修繕などを行うことが重要である。過去の災害では、貯水槽からポンプで給水する際に、ホースが老朽化していたために漏水した例も報告されている。以下に防災機能に配慮したメンテナンスが必要となる主な施設を挙げる。

貯水槽は、タイプによって異なるが、定期的なメンテナンスのほか必要に応じて水の入れ替えを行う。防災訓練時に水の入れ替えを兼ねて使用することも考えられる。散水施設やポンプ、配管等の設備については、長期間作動あるいは使用しないと機能の低下等の支障が生ずる場合があるため、メンテナンスを行うと共に、定期的に一定時間（期間）使用することが必要である。自家発電設備等についても同様のことがいえる。太陽光発電等の自然エネルギーを活用した照明灯などは、災害時にエネルギー供給が断絶しても自立的に機能を発揮できるものであるが、定期的にバッテリー等の更新が必要となることに留意する。備蓄倉庫の備品等については各々の保管期限等を考慮し、適宜入れ替えを行う。入れ替え対象のものは、防災訓練時に活用する等有効に利用できるようにする。資機材についても必要に応じてメンテナンスを行う。マンホールトイレは、蓋開閉機能、汚水ピット・直結管等の内部、備品等定期的に確認する（図Ⅳ－8）。この他、池等の水施設や広場・園路、防火植栽帯、あるいは上述の設備で平常時との兼用利用を行っているものなどについては、基本的には平常時の公園管理に則った維持管理を適切に実施する。また、施設の特性或各地方公共団体の体制等に応じて、関係部局と連携したメンテナンスを行うことも有効と考えられる。例えば、耐震性貯水槽の水質管理は水道部局、備蓄倉庫の備品等の管理は危機管理部局、マンホールトイレのメンテナンスは下水道部局といった役割分担により管理運営、運用を行っている事例も多く確認されている。公園管理者としてはどの防災関連施設を誰がメンテナンスするのか、その責任分担を逐一確認・把握しておく必要がある。



図Ⅳ-8 公園内の災害用マンホールトイレの点検及び稼働訓練

出典：（公財）東京都公園協会提供

2. 都市公園台帳等の公園基礎資料の整備・管理

被災状況の調査、災害時利用の調整、復旧工事等にあたっては、「どこに」「なにが」「どのくらい」「どのように」あるかが分かる必要があり、その際に都市公園台帳、公園位置図、配置図、施工図、官民境界、管理許可物件の範囲等の公園基礎資料を活用するため、事前にこれらを整備しておく必要がある。電子データとして保管する場合には、特殊なシステムを要しない方法で保管することが望ましい。また、保管場所のリスク分散という意味では、同一被災を受けない場所に保管する必要があるが、発災直後の使用を考慮すると、できる限り災害対応拠点の近くで耐震性を有する場所に保管することが望ましい。なお、いずれの方法も定期的にデータを更新しておく必要がある。災害の際に役立つ都市公園台帳への記入情報項目の例を以下に示す（表Ⅳ－11）。

表Ⅳ－11 災害の際に役立つ都市公園台帳への記入情報項目の例

広場	面積（ヘリポート、自衛隊等の災害対策拠点、仮設住宅用地やガレキ置き場の候補地等）、車両の進入ルート・方法など、ヘリポートとしての利用可能性（例えば、フェンスの有無・高さ、高圧線の有無等の周囲の施設状況）
地下埋設物	水道・電気・電話・ガス・污水管・地下構造物の規模・所在など 水道は、管の位置・口径・接続方法等、電気は、系統網図・電圧・接続方法等
敷地条件	急傾斜地・砂防指定地、過去の災害履歴、土地の造成履歴（液状化の危険はないか、軟弱地盤でないかの判断材料）
公園周囲の 土地利用状況等	高圧線やガスタンク等災害時に危険を及ぼす恐れのある施設の有無 学校や公共施設などの配置との関係 隣地との境界確定資料や測量図

出典：社団法人日本造園学会「公園・緑地の防災面からの検討と課題」⁹⁰⁾より作成

この他、復旧工事における災害査定の際には、被災前の公園施設の状態を証明する資料が求められるため、通常業務で行う巡回パトロールや安全点検の際に、平常時の公園の状態を写真撮影や管理日誌等により記録し、公園基礎資料として整備・管理しておくことが望ましい。

3. 災害時の公園利用を想定した防災訓練等の実施

防災公園等が災害時に様々な機能を発揮するには、行政の防災関係機関や地域住民などとの役割分担・連携が不可欠であることは、既出のとおりである。この災害時に求められる機能を適時適切に発揮するには、「タイムライン（時間軸に沿った防災行動計画）」の視点から、実情に応じた出来るだけ具体的なマニュアル等を作成しておくことが望ましく（詳細は、「Ⅳ. 2. 4 タイムライン（時間軸に沿った防災行動計画）の策定」を参照）、さらに、防災訓練等において災害時の行動手順を模擬的に実施する（図Ⅳ－9）とともに、訓練の結果分析をもとに問題点を把握し、マニュアル等を改善し、計画内容を向上させていくことが重要である。

他の防災関係機関が公園で防災訓練を実施する場合は、防災関係機関と公園管理者の連携を深める機会として活用することが望ましい。また、地域住民が実施する訓練は、基本的には地域住民が主体となって行うものであるが、公園管理者においても、災害時の役割分担・連携の考え方を踏まえ、防災関連施設や機器の操作説明を行うなどのサポートを適宜行うことが望ましい。



図Ⅳ-9 関係機関と連携した防災訓練における公園施設の活用例
(ヘリコプター離発着訓練(左)、緊急搬送訓練(右))

出典：東京都公園協会提供

4. 地域住民への公園の防災機能の周知と防災関連施設の利用体験機会の提供

災害時に公園や公園施設を効果的に活用するには、平常時から防災関連施設の周知や利用体験を行うことが重要である。被災直後については、行政側の支援体制が整っていない中で、公園の避難利用や一時的な避難生活利用等を地域住民が主体となることが想定される。また、災害時における「地域の防災力」を高めるために、地域住民一人ひとりの自助・共助に対する意識を高めることや、日頃から地域住民や住民組織等が協働する機会を創出し、協力体制を築いていくことも重要である。このため、公園管理者においては、既に公園に整備されている災害用マンホールトイレのイベント時の活用（図Ⅳ-10）や、かまどベンチを用いた炊き出し訓練（図Ⅳ-11）等、防災関連施設を活用したイベントを日頃から関係部局と連携して実施し、災害時における防災公園等の役割の周知・普及を行う（図Ⅳ-12）とともに、自助・共助の重要性を啓発する場を提供することが望ましい。

また、熊本地震の際には、防災関連施設の機能及びその使用方法をサインなどで周知していたことで（図Ⅳ-13 左）、地域住民が防災関連施設の存在を認知し、自らで稼働させることができた例が確認されている。このことから、公園管理者においては、サインによる掲示やホームページ等を用いて、防災関連施設の存在や災害時における地域住民が主体となった公園の利用方法について、積極的な周知を行うことが望ましい（図Ⅳ-13 右上、図Ⅳ-13 右下、表Ⅳ-12、図Ⅳ-14）。この他、地域住民に対する災害時の公園の使いこなしについては、普及啓発のツールとして、「参考資料3 身近な公園防災使いこなしブック」も活用されたい。



図Ⅳ-10 マラソン大会での災害用マンホールトイレの活用



図Ⅳ-11 かまどベンチを用いた炊き出し訓練

出典：北九州市提供（左）、東京都公園協会（右）

○東町公園(燕市)は、平成27年4月に供用開始した「**防災を学べる公園**」をコンセプトとした公園であり、「お風呂になるパーゴラ」や「トイレスツール」など、**6種類の防災施設**が設置されている。
○地域住民等のレクリエーションの場として利用される他、**地元の避難訓練と防災施設の見学を組み合わせた実施**などの工夫により、利用者の防災意識の向上に寄与している。



【お風呂になるパーゴラ】



【防災かまどベンチ】



【備蓄倉庫付き展望台】



【子ども達の水消火器体験】

【効果】地域住民の防災意識の向上

- ・6種類の防災施設(お風呂になるパーゴラ、トイレスツール、縁台収納付き防災四阿、備蓄倉庫付き展望台、防災かまどベンチ、防災収納ベンチ)があり、**遊びながら防災について学べる公園**となっている。
- ・地元の避難訓練で活用される他、保健推進委員が防災施設の組立体験会を行ったり、テレビ番組で放映されるなど、市内外の防災意識向上に寄与している。
- ・利用者からは「**防災施設の見学によって、災害時におけるトイレやかまど、風呂等の確保の重要性を実感した**」といった感想が寄せられている。

12

図Ⅳ-12 防災学習ができる公園の例

出典：国土交通省 HP¹⁰³⁾

図Ⅳ-13 防災公園の機能をサイン等で周知した例

出典：熊本市提供（左）、葛西臨海公園サービスセンター提供（右上）、品川区提供（右下）

表Ⅳ-12 ホームページ上で防災関連施設の設置状況を公表した例(葛飾区)

防 災 活 動 拠 点 一 覧

No.	名 称	所 在 地	面積(m ²)	整 備 施 設	年 度・種 別	地区センター	水 利
1	堀切二丁目公園	堀 切2-44-10	1,028	倉・貯・井・釜・ト・洗・雨	H10 新 設	堀切	防火40トン、雨水20トン
2	青戸平和公園	青 戸4-23-1	19,531	倉・貯・(既存の深井戸)・釜・ト・洗・雨	H10 既設改修	青戸	防火40トン、雨水40トン
3	わかば公園	東金町5-23-6	2,606	倉・貯・釜・ト・洗	H10 新 設	東金町	防火40トン、雨水20トン
4	四つ木四丁目公園	四つ木4-24-11	2,594	倉・貯・井・釜・ト・洗・雨	H11 新 設	四つ木	防火40トン、雨水20トン
5	細田公園	細 田4-23-17	1,525	倉(集会施設内)・貯・釜・ト・洗・雨	H11 新 設	高砂	防火40トン、雨水20トン
6	水元中央公園	水 元1-23-1	42,671	倉・貯	H11 既設改修	西水元	防火40トン
7	高砂北公園	高 砂4-3-1	16,295	倉・貯・釜・ト・洗	H12 既設改修	高砂	防火40トン×2
8	水元飯塚公園	西水元1-12-3	1,705	倉・貯・釜・ト・洗・雨	H12 新 設	西水元	防火100トン、雨水20トン
9	高砂七丁目公園	高 砂7-8-13	2,320	倉・貯・釜・ト・洗・雨	H13 新 設	柴又	防火40トン、雨水20トン
10	金町末広公園	金 町5-10-9	1,075	倉・貯・釜・ト・洗・雨	H13 新 設	金町	防火40トン、雨水20トン
11	小谷野しょうぶ児童遊園	堀 切4-60-12	747	倉・ト・洗・雨・(倉庫・貯水槽は既存)	H13 新 設	堀切	雨水40トン
12	金町ときわ公園	金 町1-23-7	989	倉・貯・釜・ト・洗・雨	H14 新 設	金町	防火40トン、雨水20トン
13	青葉公園	堀 切7-16-6	1,546	倉・貯・釜・ト・洗・雨	H15 既設改修	南綾瀬	防火40トン、雨水20トン
14	南綾瀬中央公園	堀 切7-8-7	1,362	倉(センター内)・釜・ト・洗・雨・(貯水槽は既存)	H16 既設改修	南綾瀬	防火40トン、雨水20トン
15	奥戸二丁目公園	奥 戸2-31-10	1,823	倉・貯・釜・ト・洗・雨	H16 新 設	奥戸	防火40トン、雨水20トン
16	西新小岩公園	西新小岩3-26-6	3,376	倉・釜・ト・洗・雨・(貯水槽は既存施設)	H16 既設改修	新小岩北	防火40トン、雨水20トン
17	上千葉公園	東堀切3-25-1	9,075	倉・貯・釜・ト・洗・雨	H17 既設改修	お花茶屋	防火40トン、雨水20トン
18	いいつか公園	南水元1-20-21	3,487	倉・ト・水(※倉庫、洗理場は集会施設内)	H17 新 設	西水元	貯水槽10トン
19	洩江公園	東立石3-3-1	16,422	倉・貯・釜・ト・洗・雨	H18 既設改修	東立石	防火40トン、雨水20トン×2
20	東四つ木公園	東四つ木4-41-11	1,634	倉・貯・釜・ト・洗・雨	H18 既設改修	東四つ木	防火40トン、雨水20
21	にいじゅくプレイパーク	新宿5-21-10	3,096	倉・釜・ト・洗・雨	H18 既設改修	新宿	雨水20トン
22	本田公園*	立石3-4-13	794	倉・釜・ト・洗・雨	H18 既設改修	立石	雨水20トン
23	本田第二公園*	立石2-23-14	991	倉・貯・釜・ト・洗・雨	H19 新 設	立石	防火40トン、雨水20トン
24	東立石緑地公園	東立石4-6-10	24,832	倉・釜・ト・洗・雨	H19 新 設	東立石	雨水40トン
25	まんだら公園	鎌倉1-30-11	2,263	倉・釜・ト・洗・雨	H20 新 設	高砂	雨水20トン
26	白鳥南公園	白鳥2-20-9	1,570	倉・貯・釜・ト・洗・雨	H21 既設改修	お花茶屋	防火40トン、雨水20トン
27	亀有中川堤公園	亀有2-71-7	1,811	倉・貯・釜・ト・洗・雨	H22 新 設	亀有	防火40トン、雨水40トン
28	四つ木つばき公園	四つ木1-22-3	934	倉・貯・釜・ト・洗・雨	H24 新 設	四つ木	防火40トン、雨水20トン
29	中道公園	西亀有1-3-1	7,477	倉・貯・釜・ト・洗・雨	H24 既設改修	南綾瀬	防火40トン、雨水20トン
30	亀有公園	亀有5-36-1	2,547	倉・貯・釜・ト・洗・雨	H25 既設改修	亀有	防火40トン、雨水20トン

(平成27年3月1日現在)

倉:防災倉庫。倉庫内には、救助資器材等を格納している。

貯:防火用貯水槽(40t)。消防署の管理による消火用水。

雨:雨水貯留槽(20t)。公園内の雨水を集め、訓練での使用や災害時の生活用水などに活用する。

井:井戸設備。生活用水の確保や防火用貯水槽・雨水貯留槽の水の補充に使用する。

釜:かまど兼用ベンチ。コンクリート製で木製の天板を外すとベンチ1つに付き2台のかまどが使用できる。スツール(1人用イス)を設置している場所もある。

ト:マンホール直結トイレ。道路にある下水道の本管に直接排泄物を流す仕組みのあるトイレ(雨水貯留槽などの水を利用)。

洗:洗い場。蛇口が4か所ある大型の洗い場。

出典:葛飾区 HP¹⁰⁴⁾

防災倉庫

防災倉庫の中には、救助資器材などが格納されています。

また、災害時には格納されている資器材を出すことによって、拠点本部や応急救護所として使用することも出来ます。

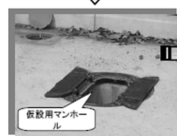
かまどベンチ

平常時には腰掛として使用しますが、災害時には、座板を外し組み付けの金網を用いて、かまどとして使用することが出来ます。



仮設トイレ用マンホール

災害時にはふたを開け、その上に仮設トイレを設置することにより、非常用のトイレとなります。



パーゴラ

災害時にブルーシートを張ることにより、応急救護所や仮設本部等になります。考え次第で、防災倉庫と同様、様々な使い方が出来ます。(シートを放水訓練の的としても使用します。)

雨水貯留槽
手押しポンプ

雨水を有効利用するために、雨水貯留槽(20t)が設置されています。

これは、防災倉庫の屋根に降った雨水を、土中に設置した貯留槽に溜めて、手押しポンプにより組み上げ、生活用水等で使用します。

洗い場

水道栓については、平常時には付いていません。

災害時に、防災倉庫から出して取り付けます。



案内板兼掲示板

向かって左側は、公園内の施設に係わる説明が記載されています。

右側は掲示板としてのスペースが確保されています。



分電盤

商用電源が断線した際、倉庫内にある発電機を起動させ、園内にある分電盤に接続することで、照明を確保します。



図Ⅳ-14 ホームページ上で防災関連施設の概要を公表した例(葛飾区)

出典:葛飾区 HP¹⁰⁵⁾

Ⅳ. 2. 4 タイムライン（時間軸に沿った防災行動計画）の策定

災害時の防災公園等の利用とそれに伴って必要となる管理運営は、災害の規模等で異なるものの、災害時に求められる機能を可能な限り適時適切に発揮できるよう、公園を「いつ」、「誰が」、「どのように使うか」を想定するとともに、それを実現するための公園管理者や防災関係機関における必要な対応（事前の準備を含む）を時間軸に沿って整理した防災行動計画である「タイムライン」を策定しておくことが望ましい。

【解説】

1. タイムラインとは

本ガイドラインにおけるタイムラインとは、「災害時に公園を『いつ』、『誰が』、『どのように使うか』を想定するとともに、それを実現するための公園管理者や関係機関における必要な対応（事前の準備を含む）を時間軸に沿って整理した計画」であり、また、「公園管理者はその使用にあわせてどのような準備が必要かを示したもの」をいう。

タイムラインは、米国においてハリケーンによる高潮災害に備えた災害発生前の防災行動を計画として策定したものが先駆けであり、そのような経緯から、主に風水害対策として、その策定が全国的に進められているところであるが、地震に対する事前の備え及び地震発生後の防災行動をタイムラインとして策定することも、災害時に防災公園等が有する各種の機能の発揮や二次災害の防止等の点から有効な手段と考えられている。

なお、実際の災害発生対応時には、タイムラインの内容どおりに事態が進行するとは限らず、想定している状況とは異なる新たな事態が発生する可能性がある。このような事態を減らすためにも、できるだけ最悪の状況を含む災害も想定してタイムラインを検討することが望ましい。

2. タイムライン策定の意義

タイムラインを策定することの意義として、以下の3点があげられる。なお、以下に示すように、タイムラインの策定は非常に意義のあるものであるが、その一方、「災害被害を防止・軽減する」ための「手段」であって「目的」ではないこと、策定のプロセスで災害時に対応すべき行動内容の棚卸しや、防災行動を「見える化」するための一手法であることに注意する。実際の災害時の対応では、想定と異なる事態が発生することもあり得ることから、タイムラインを参考としつつ、臨機応変で柔軟な対応を行うということにも留意しておく必要がある。

1) 災害時に公園が果たすべき機能の発揮

地震災害時において公園は、地域の状況や公園の規模等に応じて、「緊急避難の場」、「一時的避難生活の場」、「救援活動の場」、「徒歩帰宅者への支援」、「復旧・復興活動の拠点」など様々な機能の発揮が求められる。公園管理者や関係機関、地域住民が、災害時にタイムラインを基にした適切な対応を行うことで、災害時に公園が果たすべき機能が十分に発揮されるとともに、二次災害の防止など更なる被害の拡大を防ぐ取り組みをより着実に行うことができる。

水害時において公園（とくに遊水地としての機能を有する公園）は、公園利用者の適切な安全確保のもと、河川の増水時における治水施設の機能が発揮される。

2) 公園管理者が果たすべき役割の効果的な発揮

地震災害時において、公園管理者には、被害状況の確認、二次災害の防止、復旧・復興拠点用地としての利用調整などの役割が求められる。水害時は、遊水地機能を有する公園において、公

園利用者の避難誘導等の役割が求められる。タイムラインは、その策定時に、災害の状況を想定し、公園管理者や他の防災関係機関がとるべき災害対応を予め決定しておくものであるため、災害時に実務担当者はタイムラインに従って「先を見越した対応」ができる。

また、リソースが限られる状況下において、何を最優先の目標として行動するかをあらかじめ整理しておくことで、「優先順位を考慮した効率的・効果的な対応」も可能となる。

3) 関係機関との連携体制の構築

災害が大規模な場合は特に防災関係機関との連携が重要であるが、災害時に連携する相手を探し、初めて連絡を取っていたのでは、対応が後手に回り、迅速な防災行動が実施できないおそれがある。

タイムラインは、その策定にあたって、各関係機関が集まり、ワークショップ等で災害の想定や必要な防災行動について情報を共有しながら進めることも推奨されている。これにより、災害対応を行っているのが誰なのかをお互いに確認することとなり、また、防災関係機関間でコミュニケーションも図られることとなるため、顔の見える関係を構築できる。

災害時には、実施すべき項目が膨大であり、公園所管部局の担当者や他の防災関係機関との間で、連絡の行き違いや役割分担の不明確なことによる未対応、実施すべきタイミングの不整合などの問題が発生する場合がある。タイムラインは、防災関係機関の防災行動を時系列に整理して「見える化」するとともに、その策定に当たり整合性を互いに事前確認することとなるため、防災関係機関の役割（責任の所在）の明確化、防災行動の「抜け」、「漏れ」、「落ち」の防止が図られる。

3. 地域防災計画との関係

タイムラインの作成については、既存の地域防災計画等に位置づけられる公園所管部局の発災後の対応をベースとすることを基本とする。ただし、地域防災計画においては、必ずしも大規模災害時における公園所管部局の時系列に応じた具体の防災行動を定めていない場合が多い。そのような場合は、地域防災計画に基づく公園所管部局の対応に関するより詳細な運用として、タイムラインを検討することが望ましい。

4. タイムラインの種類

本ガイドラインでは、地震など予測が困難な災害（突発型災害）と水害など事前に災害や被害の規模が想定される災害（進行型災害）では、公園管理者に求められる必要な準備や発生後に取るべき防災行動が異なる（表Ⅳ-13）ことから、それらの災害別に分けてタイムライン策定の考え方を示す。

表Ⅳ-13 本ガイドラインで対象とするタイムラインの種類

名称	特徴	該当する災害
突発型災害のタイムライン	地震など短時間の現象で予測が困難な災害を対象として、発生前における公園管理者等の必要な準備や、発生後における公園管理者等が取り組む防災行動（二次災害の防止等）について、時間軸に沿って整理した計画。	主に地震災害（火災、津波含む）
進行型災害のタイムライン	水害など災害発生までの現象が長時間にわたり、事前に災害や被害の規模が想定される災害を対象として、災害が事前に起こりうる状況を想定した上で公園管理者が取り組む事前の防災行動について、時間軸に沿って整理した計画。	主に水害

出典：国土交通省「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針（初版）（H28.8）」¹⁰⁶をもとに作成

1) 突発型災害のタイムライン（主に地震災害）

①公園管理者（行政職員）のタイムライン

ア．都市公園全般

行政の本庁や出先の土木事務所の公園担当者は、地震災害時において、「Ⅳ．2．1 災害時における公園管理者の対応の考え方」に示したような、被災状況調査及び応急復旧、関係機関・地域住民との連携・協力を通じた災害時利用の全体調整等の対応が求められる。これらの災害時において求められる対応については、あらかじめ時系列で整理しておくことが望ましい。策定例として、仙台市の例（図Ⅳ－15）を示す。

イ．災害対策の拠点となる公園

災害対策の拠点として位置づけられている公園においては、災害対策の拠点としての業務（災害対策本部より派遣される現地責任者及び調整要員と連携し、消防、警察、自衛隊等の広域的支援部隊の受け入れなど）を行うことが求められることから、あらかじめ関係機関・部局との調整のもと、時系列に応じた対応について確認しておく必要がある。その際、ヘリポートや車両基地等の活動拠点や地域住民の避難場所のゾーニングを時系列的な視点で示すとともに、その内容については防災関係機関や地域住民に予め周知しておくことも重要である。策定例として、市川市の例（図Ⅳ－16）、及び寝屋川公園の例（表Ⅳ－14）を示す。

②公園管理者（指定管理者）のタイムライン

防災機能を有する公園において指定管理体制を導入する場合は、指定管理業務募集時において、上記の「1) 突発型災害のタイムライン（主に地震災害） ①公園管理者（行政職員）のタイムライン」の考え方を踏まえつつ、災害対応に関する時系列に応じた指定管理者の役割（避難誘導等による公園利用者の安全確保や公園施設の被災状況調査等）を要項等に明示しておくことが望ましい。また、防災公園に常駐して管理する指定管理者は、災害時に避難者対応や災害拠点への対応の主体となるため、指定管理者が独自に災害時の対応について、あらかじめ時間軸に沿って整理を行い、監督職員（行政職員）と共有しておくことが望ましい。策定例（公園管理者が指定管理業務募集時に要項等に明示した例）として、湘南海岸公園の例を示す（図Ⅳ－17）。

② 地域住民（自治会、自主防災組織、公園愛護会等）のタイムライン（地区防災計画）

平成 25 年の災害対策基本法の改正に伴い、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者等が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画」制度が新しくスタートした¹⁰⁷⁾。自治会、自主防災組織、公園愛護会、公園協議会等の防災活動を推進するには、地区防災計画を定めることが効果的である。地区防災計画は、地区の特性に応じて自由な内容で計画を作成するものであるが、災害時や復旧・復興期などの各時点において、様々な防災活動について「誰が」、「何をすべきか」、位置づけることが有効と考えられる（図Ⅳ－18、表Ⅳ－15）。

小規模で管理者が常駐していない公園では、平常時において、公園愛護会等の地域住民が公園の管理運営を担っている場合がある。地震などの災害時には、指定された避難場所となっていない公園であっても避難者が集まるなどの現象が起きており、公園愛護会等の地域住民が主体となり避難者対応を実施することとなる。そのため、地域の実情に応じて、地域住民の安全を確保する施設の一つとして公園の役割を位置づけることが望ましい。

公園管理者においても地域住民が取り組む地区防災計画作成の取組や防災訓練の取組について、防災関連部局と連携し、必要に応じてサポートするとともに、災害時に地域の避難行動

などの役に立つよう、公園が有する防災機能を適宜PRすることが望ましい。

2) 進行型災害のタイムライン（主に水害）

①公園管理者（行政職員）のタイムライン

水害の場合は、「災害発生までの現象が長時間にわたり、事前に災害や被害の規模が想定される」という点が、地震のような突発的に発生する災害とは異なる。例えば、遊水地機能を有する公園では、堤防からの越水等の水害発生時を「ゼロ・アワー」と設定し、そのゼロ・アワーから時間を遡って、個々の防災行動を実施するタイミングと防災行動に必要な時間（リードタイム）と講ずべき措置（公園利用者の安全確保のための避難誘導等）について、河川管理者等他の防災関係機関との役割分担や連携も含めて整理する。

②公園管理者（指定管理者）のタイムライン

遊水地機能を有する公園において指定管理者制度を導入する場合は、指定管理業務募集時において、上記の「2) 進行型災害のタイムライン（主に水害） ①公園管理者（行政職員）のタイムライン」の考え方を踏まえつつ、災害対応に関する時系列に応じた指定管理者の役割（避難誘導等による公園利用者の安全確保や公園施設の被災状況調査等）を要項等に明示しておくことが望ましい。また、遊水地機能を有する公園に常駐して管理する指定管理者は、独自に災害時の対応について、あらかじめ時間軸に沿って整理を行い、監督職員（行政職員）と共有しておくことが望ましい。策定例（公園管理者が指定管理業務募集時に要項等に明示した例）として、新横浜公園の例を示す（図Ⅳ－19、表Ⅳ－16）。

5. 計画策定の手順

タイムライン策定の流れを以下の1)～4)に示す。

1) 災害の状況の想定とイメージの共有

過去に発生した地震災害・水害の事例や現地調査などにより、災害の状況を具体的にイメージし、防災に関係する各機関で共有する。当該地域で、過去に同様の自然災害が発生していない場合には、他地域における事例等を参考に、災害の状況を具体的にイメージし、共有する。災害の状況の想定と公園管理者の対応については、「Ⅳ. 1 防災公園の管理運営の基本的な考え方」に示しているので参照されたい。なお、地域や公園の特性、被災状況によって、公園毎に求められる対応は異なることに留意する。

2) 実施すべき防災行動（何を）の抽出・整理

既存の地域防災計画等に記載されている災害時の対応を抽出することを基本とする。

加えて、これまでの災害対応事例を参考に、必要な防災行動を追加するとともに、対象とする自然災害及び解決したい課題の解決のために「何をすべきか」という視点で、改めて実施すべき防災行動を検討し、追加することが重要である。

通常業務に災害対応業務が加わることにより業務量が多くなることや、庁舎の被災、職員自身やその家族の被災、電力供給やガソリンの不足など、条件が十分でない中で対応が求められることを想定し、災害時に実施する業務に優先順位をつけ、最低限行うべき事項について明確にしておくことも重要である（例えば、公園の点検では地域防災計画に位置づけのある公園を優先するなど）。

3) 防災行動を担当する機関（誰が）及び開始時期（いつ）の決定

災害時は、「何をするか」だけでなく、「いつするか」が非常に重要である。また、災害時に実施すべき項目は膨大であり、「誰が」行うのか役割分担を明確にして多くの関係機関が連携して取り組む必要がある。このため、タイムラインは、災害が発生することを前提として、「いつ」、「誰が」、「何をするか」を加えた3要素に着目し、時間軸に沿って整理するものとする。

①災害が発生することを前提として

災害時は、状況に応じて関係機関が連携しつつ各自の責任を全うする必要があるため、タイムラインの策定にあたっては、事前に災害が発生する状況を想定し、「いつ」「誰が」「何をするか」を関係機関間で検討する。

②「いつ」

地震などの事後対応型の災害の場合、タイムラインとして整理する期間は、災害発生直後からすぐに始まる。例えば、地震発生後の人命救助のために重要な「72時間」や、公園の通常利用が再開するタイミングを単位の区切りとして、必要な対応を検討することが有効と考えられる。

水害などの進行型の場合、タイムラインとして整理する期間は、災害発生の数日前から災害発生直後までを対象とし、発生後においては災害応急対策に移行していく必要がある。

③「誰が」

タイムラインには、防災行動や非常時対応の実施主体を記載する。なお、複数の実施主体が対応する場合には、中心となる実施主体（あるいは災害時の公園利用に関する最終的な意志決定を行う主体）を定めておくことも、迅速で効果的な防災行動につながる。

④「何をするか」

タイムラインでは、既存の防災計画等と整合性を踏まえ、それに定められている対応を対象とすることを基本とする。その上で、さらに必要となる対応は、タイムラインの対象として追加する。

4) 事前対策や訓練等を踏まえた継続的な改善

タイムライン策定後に、災害時の公園利用を想定した防災訓練等において災害時の行動手順を模擬的に実施するとともに、訓練の結果分析をもとに問題点を把握し、マニュアル等を改善し、計画内容を向上させていくことが重要である（訓練については、「IV. 2. 3 平常時における施設の維持管理と利用 3. 災害時の公園利用を想定した防災訓練等の実施」を参照）。

- フェーズ1** 「市民の命をつなぐ」初動段階（発災からおおむね 72 時間）
フェーズ2 「日常の復旧」へ踏み出す応急対策段階（発災からおおむね 1 週間）
フェーズ3 「生活を再建する」復旧復興段階（発災からおおむね 1 週間以降）

I 「市民の命をつなぐ」初動段階

公園利用者の安全確保

- ・ 受託業者や宮城県造園建設業協会等の応援を受けながら、被害の把握を行うとともに、必要に応じて立ち入り禁止等の措置を行う。また、有料公園施設については、指定管理者等の誘導のもと利用者の安全確保に務める。

災害時の公園利用の調整

- ・ いっとき避難場所、広域避難場所、災害復旧活動拠点（野営場・臨時駐車場・臨時ヘリポート・ボランティアセンター等）、震災ゴミ仮置場、震災がれき置場、プレハブ応急仮設住宅建設用地等、災害時の公園利用について担当部局と調整を図る。

国土交通省への被害報告、緊急災害対策派遣隊派遣要請

- ・ 国土交通省への被害の報告を行いつつ、大規模災害時には、緊急災害対策派遣隊の派遣要請を行う。

II 「日常の復旧」へ踏み出す応急対策段階

公園・緑地等の災害復旧

- ・ 被害状況の調査を行うとともに、応急措置や立ち入り禁止の措置等行う。

III 「生活を再建する」復旧復興段階

八木山動物公園の動物の展示・繁殖

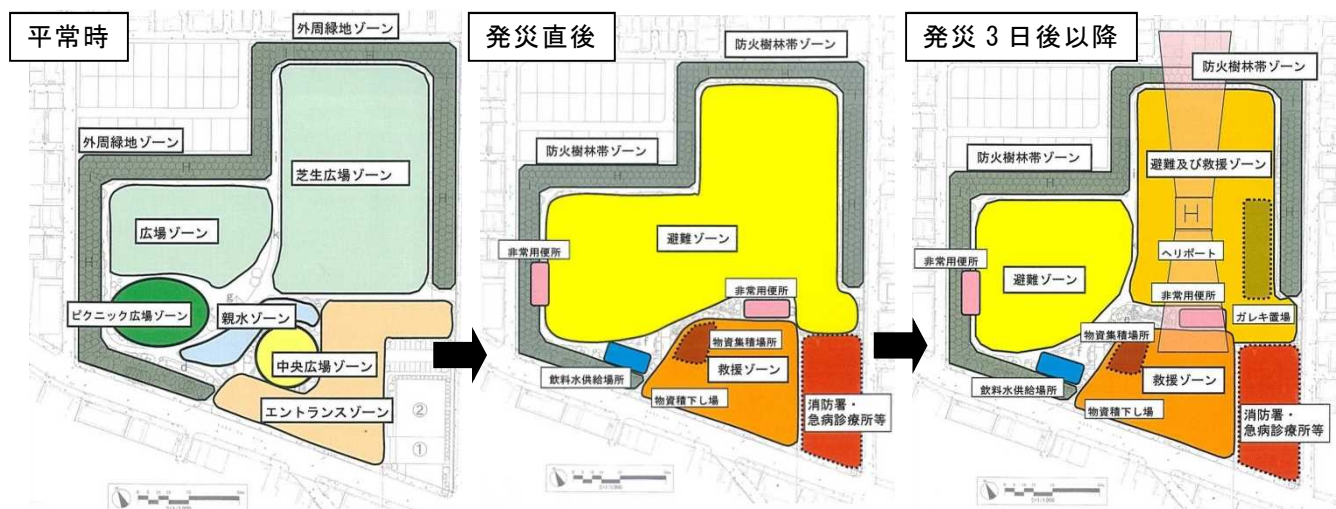
- ・ 発災直後は来園者の避難及び飼育動物の保護を行い、被災した施設の安全確認と修復が完了し次第、動物の展示を再開する。

公園・緑地等の施設の再開

- ・ 発災により利用中止となっていた公園・緑地について、復旧完了後順次利用を再開する。

図Ⅳ－15 公園所轄部局の時系列毎の災害対応業務(仙台市)

出典：仙台市「仙台市業務継続計画（BCP）【震災対策編】H29.3」¹⁰⁸⁾より抜粋



図Ⅳ－16 平常時のゾーニングと防災上の時系列的なゾーニング設定概念図(例)【再掲】
 ー地域防災拠点及び一時避難地の機能を有する都市公園を想定ー

出典：市川市 HP⁵³⁾より作成

表Ⅳ－14 震災時における後方支援活動拠点となる管理者常駐公園のタイムラインの策定例（大阪府）

役割分担（イメージ案）

広域避難地・後方支援活動拠点マニュアル（寝屋川公園）平成28年8月版※

- ※ 市の体制順序・・・①災害対策本部の立上げ ②避難所開設準備・確認 ③広域（一時）避難地の状況確認 ※平成29年9月現在、改訂作業中
 ※ 各フェーズにおいて、市が上記③の体制を確立するまで、また、人員配備体制が不完全な場合は、府と指定管理者は協力して業務を遂行するものとする。
 ※ 市の上記③体制の拠点は、公園管理事務所とする。

◎ 実施主体 ○ 協力サポート

■ 発災直後※1

役割（業務）		備考	指定管理者	都市整備部 配属職員	大阪府 土木事務 所職員	緊急防災 推進員※2	現地責任者※2 現地調整要員※3	寝屋川市 四條畷市
府民の安全	発災時に公園利用していた者の安全確保・避難誘導	○勤務時間外においては、発災後、早期に参集した者から業務にあたる。 ○勤務時間中及び休日の昼間は、多数の公園利用者がいることから、園内放送等で「広場への移動、危険な建物から離れること、一時的に公園内に留まるよう」呼びかけを行う。	◎	◎		◎		

※1 発災直後など人員配備体制が不完全な場合は、府（都市整備部配属職員・緊急防災推進員）と指定管理者は協力して業務を遂行するものとする。

■（発災直後～3時間程度）※1

役割（業務）		備考	指定管理者	都市整備部 配属職員	大阪府 土木事務 所職員	緊急防災 推進員※2	現地責任者※2 現地調整要員※3	寝屋川市 四條畷市
府民の安全	発災時に公園利用していた者の安全確保・避難誘導	○園内放送などで園内の（避難）広場へ誘導 →発災後から公園に避難してきた者も含め園内の（避難）広場へ誘導	◎	○		○		
	ケガ人・病人の救護及び救護要請	注1）医療処置に当てはまらない処置のみ可能。	◎	◎		◎		
施設の確認	「被害状況チェックリスト」による被害状況の把握		○	◎		◎		
施設の保全	園内危険箇所の安全確保	○閉鎖措置や簡易復旧	◎	○		○		
	必要に応じて防災関連施設を稼働	○自家発電設備は供給電源“断”で自動運転となるが、手動運転の場合、配備職員が実施	○	◎		◎		
情報提供	避難状況の確認	○初期段階では、府・指定管理者で確認し、市に情報提供	○	○		○		◎
	園内放送、掲示等による各種情報提供	放送設備または掲示板等に対応。 避難所開設情報提供（市）	◎	○		○		◎
連絡調整	被害・対応状況、避難状況の土木事務所への報告、連絡調整（土木事務所経由で地域連絡部へ伝達）	避難者に関する情報は市にも直接提供する。	○	◎		◎		

注1）医療処置に当てはまらない処置・・・「止血」「危険な場所からの移動」「楽な姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投薬（消毒含む）は医療処置となる。

※1 発災直後など人員配備体制が不完全な場合は、府（都市整備部配属職員・緊急防災推進員）と指定管理者は協力して業務を遂行するものとする。

■（3時間程度～24時間程度）※1

役割（業務）		備考	指定管理者	都市整備部 配属職員	大阪府 土木事務 所職員	緊急防災 推進員※2	現地責任者※2 現地調整要員※3	寝屋川市 四條畷市
府民の安全	発災時に公園利用していた者の安全確保・避難誘導	○園内放送などで園内の（避難）広場へ誘導 →発災後から公園に避難してきた者も含め園内の（避難）広場へ誘導	◎	○		○		
	ケガ人・病人の救護及び救護要請	注1）医療処置に当てはまらない処置のみ可能。	◎	◎		◎		◎
施設の確認	「被害状況チェックリスト」による被害状況の把握		○	◎		◎		
施設の保全	園内危険箇所の安全確保	○閉鎖措置や簡易復旧	◎	○		○		
	支援部隊活動施設の避難者を外部に誘導し、施設閉鎖	○支援部隊活動施設の被害状況を確認すると共に、避難者の安全確保並びに施設外部に誘導し、施設の施設閉鎖	◎	○		○		
情報提供	避難状況の確認	○避難者数の状況に応じて、配備職員又は土木事務所職員がフリーベントの稼働を判断 ○防災トイレの準備（ふた開け・バーテーションの設置）	○	◎		◎		◎
	園内放送、掲示等による各種情報提供	○放送設備または掲示板等に対応。○避難所開設情報提供（市）	◎	○		○		◎
避難所への誘導	公園内の避難者を避難所に誘導		○	○		○		◎
連絡調整	被害・対応状況、避難状況の土木事務所への報告、連絡調整（土木事務所経由で地域連絡部へ伝達）	避難者に関する情報は市にも直接提供する。	○	◎		◎		

注1）医療処置に当てはまらない処置・・・「止血」「危険な場所からの移動」「楽な姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投薬（消毒含む）は医療処置となる。

※1 発災直後など人員配備体制が不完全な場合は、府（都市整備部配属職員・緊急防災推進員）と指定管理者は協力して業務を遂行するものとする。

■（24時間程度～72時間程度）※1、※2

役割（業務）		備考	指定管理者	都市整備部 配属職員	大阪府 土木事務 所職員	緊急防災 推進員※2	現地責任者※2 現地調整要員※3	寝屋川市 四條畷市
基本継続 業務	園内放送、掲示等による各種情報提供	○放送設備または掲示板等に対応。○避難所開設情報提供（市）	◎	○				◎
	園内危険箇所の応急措置		◎	○				
	ケガ人・病人の救護及び救護要請	注1）医療処置に当てはまらない処置のみ可能。	◎	◎				◎
	避難状況の確認		○	○				◎
後方 支援 拠点	被害・対応状況、避難状況の土木事務所への報告、連絡調整（土木事務所経由で地域連絡部へ伝達）	○避難者に関する情報は市にも直接提供する。	○	◎				
	公園出入口と支援部隊活動施設の開設		◎					
	支援部隊の活動施設への園内誘導		○			◎		
	合同調整所の開所に向けた準備		○	○		◎		
	合同調整所への参画						◎	

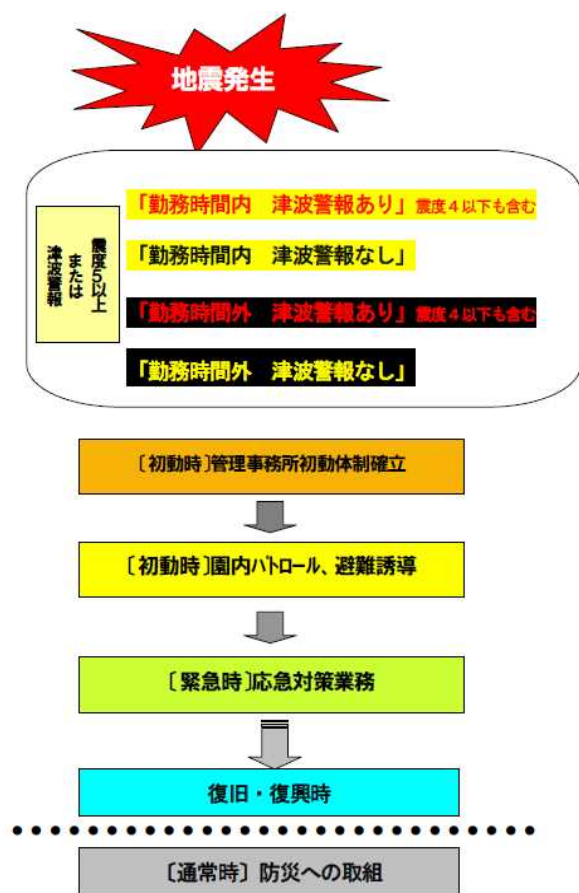
注1）医療処置に当てはまらない処置・・・「止血」「危険な場所からの移動」「楽な姿勢への修正」「骨折部の固定」等の応急処置。投薬（消毒含む）は医療処置となる。

※1 都市整備部配属職員は任務解除後土木事務所職員に業務を引き継ぐものとする。

※2 24時間以降の防災公園（避難地）の滞在者の対応（避難所的対応）及び防災公園（避難地）が臨時避難所の指定を受けた場合の対応については、市が主体となってこれにあたることとする。

なお、大阪府（土木事務所）は避難状況や市の対応状況を確認し、必要に応じて災害対策本部への増援（増員の派遣）の要請を行うこととする。

出典：大阪府提供



※津波注意報・警報、大津波警報が発令された場合は、公園利用者を安全な高い場所（避難ビル含む）への避難誘導を優先し行う。

①〔初動時(地震発生から3時間後まで)〕管理事務所体制確立

●初動体制報告	
【連絡係】	・地震発生から、昼間30分を目途として、県藤沢土木事務所に初動体制等を報告する。→ 報告様式1 ・夜間は職員が到着後速やかに報告を行う。
●情報収集、園内情報伝達	
【支援係】	・テレビなどから集めた情報を、掲示等で園内に伝える。 → 情報提供様式 ・園内施設と連絡を取り、被災状況、避難誘導などの情報を共有し、対応を調整する。
●管理事務所の安全確認と機能回復	
【支援係】	・建物本体と設備の安全、稼働状況を確認する。 → 管理事務所安全確認チェックリスト ・電力、通信機能、水等を確保する。 ○停電時は自家発電設備の稼働、燃料や電池の在庫確認 ○内外への通信機能の確認 ○備蓄している水等の確認、配給準備
●負傷者への応急措置	
【支援係】	・負傷者への応急措置を行う。 ・更なる手当てが必要な場合は、市の救護所への行き方を教え、周囲の方々に随行・搬送を呼びかける。

②〔初動時(地震発生から3時間後まで)〕

園内パトロール、避難誘導

人命優先・被害拡大防止を第一に

●被災状況把握

【パトロール係】	・初動体制確立後1時間以内を目処に、要点検箇所を巡視し、被災状況と利用状況を把握し、連絡係に報告する。 ・把握した情報を図面上に取りまとめる。 (情報収集はパトロールにより行うことが望ましいが、周辺状況などを考慮し、パトロールを実施するかどうかの判断を行う。)
----------	--

●応急措置

【パトロール係】	・危険箇所には即時の対応を行う。人命に関わる危険区域、被害拡大の恐れがある区域等に、バリケード設置等を行い、立入防止措置を取る。
----------	--

●利用者避難誘導

【パトロール係】	・自宅や避難施設等への移動が危険な場合は、安全の確認された広場等で様子を見るように誘導する。 ・管理事務所の安全が確認されていれば、高齢者、障がい者、乳幼児等の要援護者を優先して、室内への誘導も検討する。 ・周囲の道路状況等を伝えて、車での移動を控えるよう周知する。
【支援係】	・支援係は、園内放送などで上記内容呼びかける。

●工事現場の対応(施工中の場合)

【パトロール係】	・施工業者との協力により、現場への立入禁止措置や重機の固定等の措置を行う。
----------	---------------------------------------

③〔緊急時(地震発生後から3日間)〕応急対策業務

●被災状況、体制等の状況報告

【連絡係】	・初動時報告後は、原則として午前と午後各1回の報告を行う。→ 報告様式2 ・日没までに職員の泊込み体制の有無等を報告する。
-------	--

●応急対策・利用者(滞留者)対応の継続

【パトロール係】	・危険度、被害拡大の緊急度の高いものから順次、対策を充実強化させていく。 ・利用者(滞留者)の状況に応じて、必要な公園施設(休息用施設、トイレ、夜間照明等)を使用できるようにする。 ・交通機関の状況、広域避難場所等への徒歩経路などの情報を直接提供する。
----------	--

●利用者(滞留者)対応の継続

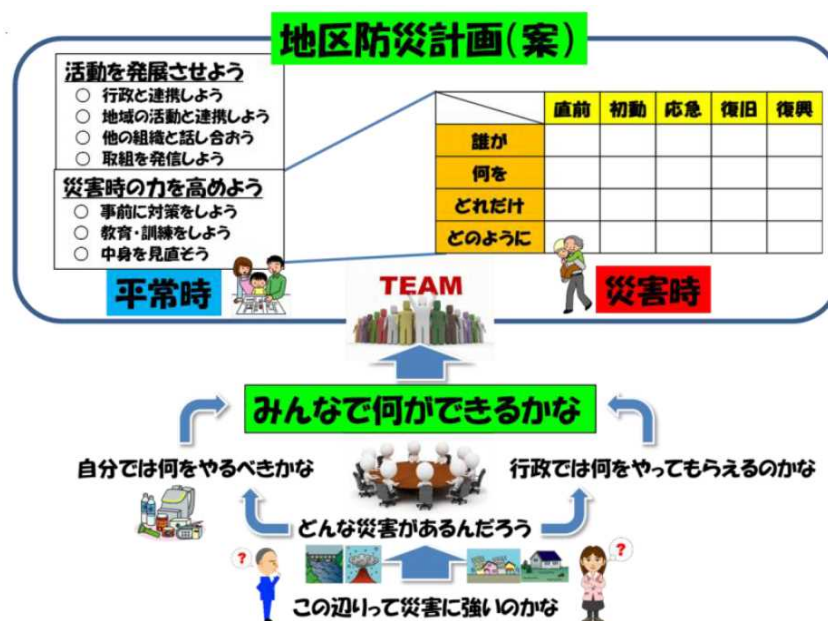
【支援係】	・負傷者への救急措置を継続する。 ・放送、掲示等により、交通機関の状況や広域避難場所・避難施設等への移動経路などの情報提供を行う。 ・状況に応じて、室内に要援護者や女性の専用スペース(安心して着替えや授乳できる空間)を設置する。 ・藤沢市と連携を取り、飲料水等の配布を行う。
-------	--

●救助・救済活動への支援

【パトロール係】	・現場の状況により、利用者(滞留者)や車両の立入禁止区域を設定する。
----------	------------------------------------

図Ⅳ-17 指定管理業務募集に際して時系列の地震・津波対応の考え方を提示した例(湘南海岸公園)

出典：神奈川県「神奈川県立都市公園指定管理者募集要項 各公園個別編 湘南海岸公園参考資料」¹⁰⁹⁾



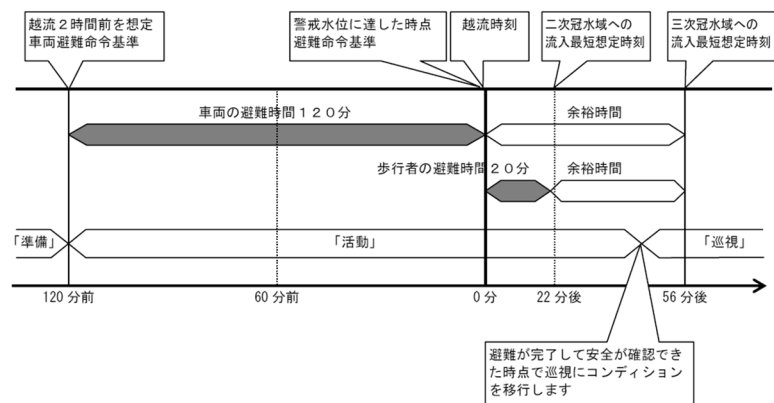
図Ⅳ－18 地区防災計画の作成イメージと時系列ごとの防災活動の例

出典：内閣府（防災担当）「地区防災計画ガイドライン」¹⁰⁷⁾

表Ⅳ－15 地区防災計画の作成イメージと時系列ごとの防災活動の例

①平常時	②発災直前	③災害時	④復旧・復興期
・防災訓練、避難訓練（情報収集・共有・伝達訓練を含む） ・活動体制の整備 ・連絡体制の整備 ・防災マップ作成 ・避難路の確認 ・指定緊急避難場所、指定避難所等の確認 ・要配慮者の保護等地域で大切なことの整理 ・食料等の備蓄 ・救助技術の取得 ・防災教育等の普及啓発活動	・情報収集・共有・伝達 ・連絡体制の整備 ・状況把握（見回り・住民の所在確認等） ・防災気象情報の確認 ・避難判断、避難行動等	・身の安全の確保 ・出火防止、初期消火 ・住民間の助け合い ・救出及び救助 ・率先避難、避難誘導、避難の支援 ・情報収集・共有・伝達 ・物資の仕分け・炊き出し ・避難所運営、在宅避難者への支援	・被災者に対する地域コミュニティ全体での支援 ・行政関係者、学識経験者等が連携し、地域の理解を得て速やかな復旧・復興活動を促進
・消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携			

出典：内閣府（防災担当）「地区防災計画ガイドライン」¹⁰⁷⁾



図Ⅳ－19 水害時における管理者常駐公園のタイムラインの策定事例（横浜市）

出典：横浜市「新横浜公園水防避難マニュアル」¹¹⁰⁾

表Ⅳ－16 水害時における管理者常駐公園のタイムラインの策定事例（横浜市）

基 準	コンディション	主な命令	内 容
警戒発令基準	警戒	警戒発令	警戒態勢に入って水防避難活動の実施判断を下します。
本部開設基準		本部開設命令	本部要員とチーフ全員が参集して水防避難活動の実施準備に入ります。
		事前活動命令	勤務体制で対応可能な事前活動を前倒して実施します。
		招集命令	体制規模に応じた活動員に招集をかけます。
		北側園地閉鎖命令	必要に応じて北側園地を閉鎖します。
	準備	参集	活動員が全員参集して「準備」に入ります。
		活動員車両移動命令	活動員の車両を2階盤緊急時駐車場へ移動させます。
		事前活動命令	必要となる事前活動を実施します。
		関係者車両移動命令	活動員以外の競技場関係者、イベント関係者の車両を2階盤緊急時駐車場へ移動させます。
		駐車場閉鎖命令	駐車場は入口を閉鎖して駐車中の車両だけを避難の対象とします。
		配置命令	車両避難開始のために活動員が所定の配置につき避難活動の準備をします。
車両避難命令基準	活動	車両避難命令	冠水域内の駐車場にある全ての車両を対象に避難誘導を行います。
避難命令基準		避難命令	冠水域内にいる全ての歩行利用者を対象に避難誘導を開始します。
東西ループ橋閉鎖基準		東西ループ橋閉鎖命令	東西ループ橋のゲートの閉鎖と道路可変標識の変更を行い進入車両を規制します。
		(1号道路閉鎖) (港北土木事務が実施)	道路可変標識を変更して進入車両を規制し、第1駐車場からの出口ルートを確認します。
		エレベータ停止命令	車両避難が完了した時点でエレベータを停止して防水扉を閉鎖します。
		三次冠水域出入口閉鎖命令	全ての避難活動が完了し安全確認が終わった後に三次冠水域の出入口を全て閉鎖します。
避難命令解除基準		巡視	巡視命令
	北側園地の一部閉鎖解除		北側園地の高水位区域（テニスコート・ニュースター広場）については、排水状況に応じてチェーン規制を解除し部分的に平常業務に移行します。
	避難命令解除		排水の完了と安全確認の後、避難命令を解除して本部解散、活動解除となります。
	復旧		公園の復旧作業に入ります。 ここからは平常業務体制に移行します。

※上表は新元線北側の園地が公開されるまでの暫定措置となりますので注意してください。

出典：横浜市「新横浜公園水防避難マニュアル」¹¹⁰⁾

Ⅳ. 2. 5 トイレの確保・管理

過去の災害では、都市公園等の避難場所において、特にトイレ^aが重要な問題となったことを踏まえ、公園管理者においても、「災害時のトイレ問題は行政全体で取り組むべき課題」であることを前提に、災害時のトイレ問題の認識共有や、関係機関・地域住民と連携したトイレの確保・管理に取り組む。

【解説】

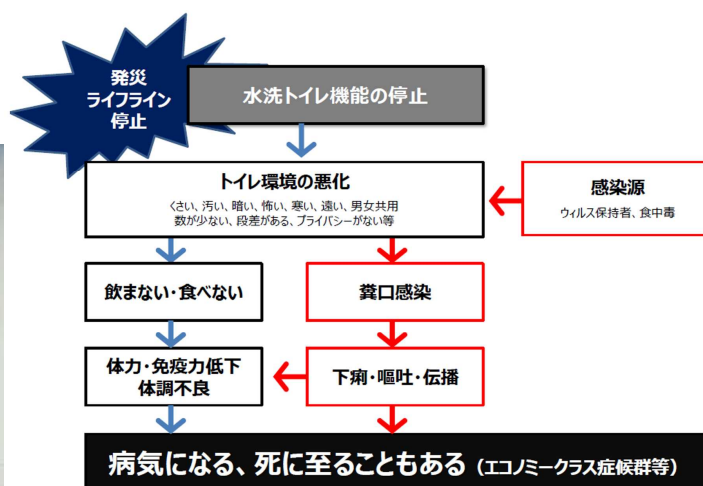
ひとたび大規模な災害が発生すると、断水等により水洗トイレが機能しなくなる、トイレが快適に使用できないなどの問題が顕在化する。過去の震災においては、多くの被災地で断水により自宅や公共施設等の水洗トイレが機能しなくなり、使用し続けた避難所等のトイレで汚物が溢れる状態となった（図Ⅳ-20）ほか、トイレを控えていた被災者が、エコノミークラス症候群で死亡した例もあり、災害時におけるトイレの確保やその適切な管理は、命にかかわる重要な課題として認識されるようになった（図Ⅳ-21）。

公園においても、震災時における公園における一時的な避難生活の中で一番困ったこととして「トイレ」が最も多く挙げられた調査報告もある¹¹¹⁾など、災害時のトイレの確保とその適切な管理は重要な問題である。そのため、公園管理者においても、「災害時のトイレ問題は行政全体で取り組むべき課題」であるという前提のもと、地域の実情や関係機関からの要請等に基づき、都市公園におけるマンホールトイレの整備（設置場所の提供）や、災害発生時の管理・運用の確認、使用訓練のサポートなどに取り組むことが重要である。



図Ⅳ-20 阪神・淡路大震災におけるトイレ

出典：特定非営利活動法人日本トイレ研究所提供



図Ⅳ-21 地震災害時におけるトイレによる健康問題

出典：特定非営利活動法人日本トイレ研究所提供

^a 用語について、第Ⅲ章では「便所」、第Ⅳ章は「トイレ」と表記しているが、意味は同じである。第Ⅲ章で用いている「便所」は、都市公園法第二条の公園施設の定義に基づく用語であり、従前のガイドラインの表記を踏襲している。一方、改訂第2版より追加された第Ⅳ章は、本文（P254）にも記載しているように、内容の多くが「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府（防災担当））」及び「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（国土交通省下水道部）」の抜粋となっており、それら資料と表現を整合させる意図から、「トイレ」の表記を用いている。なお、本資料の「Ⅲ. 3. 1 公園施設等の設計（2）防災関連公園施設等 4）非常用便所」においても、災害用トイレの種類や配置などの計画設計に関する留意事項のほか、管理・運用に関する留意事項について記載しているので、本章と併せて参照されたい。

1. 災害時のトイレの確保

災害時は、断水が長く続くときもあるため、避難場所や避難所におけるトイレの確保は一時避難の3日間に限った対応を考えるのではなく、行政全体で取り組むべき課題である。そのなかで、避難場所として利用される公園も災害時にトイレを使用できる場として機能することが求められる。災害時の使用を目的として公園内の設置・配備が考えられるトイレ（災害用トイレ）には、携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホール（直結型）トイレ等、多様な種類がある（図Ⅳ－22）。



図Ⅳ－22 地震災害時におけるトイレ利用の選択肢

出典：兵庫県「避難所等におけるトイレ対策の手引き（H26.4）」¹¹²⁾

公園管理者は、各種の災害トイレの特性について認識するとともに、関係機関や地域住民の要請に応じて、都市公園におけるマンホールトイレの整備や、備蓄倉庫等における仮設トイレの確保・保管、設置場所の提供を行うことが望ましい。その際、災害時の使用方法やオペレーションを担う者、平常時の維持管理における関係機関（下水道部局、危機管理部局等）との役割分担などについてあらかじめ確認しておくことが重要である。また、施設の整備だけでなく、機会をとらまえて、簡易トイレ、携帯トイレの自主的な確保など、地域住民の災害時の自助・共助による対応の啓発を行うことが望ましい。

2. 災害時のトイレの管理

災害用トイレを確保し、災害時に使用する際には、女性や子どもが犯罪に巻き込まれない等の安全・安心面、高齢者や障がい者など要配慮者の負担軽減等に対する配慮が必要である。また、伝染性疾患を予防するために、衛生管理に配慮することも重要である。

公園管理者においても、災害時のトイレの確保・管理において、このような安全・安心面の配慮事項があることを認識するとともに、関係機関や地域住民と共同の防災訓練等の際に、安全・安心面、要配慮者、衛生面に配慮した運用方法について適宜確認を行うことが望ましい。

① 安全・安心面の配慮

女性や子どもにとっては、トイレの夜間使用は性犯罪等に巻き込まれる可能性があるなどの危険が伴ったり、高齢者にとっては、暗がりで見えにくいことで転倒リスクが発生するなどの問題がある。そのため、安全・安心面においては、トイレの配置、空間・設備、運用に関する事項に配慮することが望ましい。トイレの配置では、トイレは人目につきやすい場所に配置する、男女別にする、男女の出入口の動線を分けて設置する等が考えられる。空間・設備では、トイレの中と外に照明をつける、上屋は使用者のシルエットが見えないようにする等が考えられる。運用では、女性や子ども等のために防犯ブザーを設置または配布する、トイレには一人で行かないように声かけを行う等が考えられる。

② 要配慮者に対する配慮

高齢者、障がい者等の要配慮者の負担を軽減するために、トイレの配置・スペース、空間・設備、運用に関する事項に配慮することが望ましい。トイレの配置・スペースでは、障害物、段差・ぬかるみ等のトイレまでのアクセスに障害がないように配慮する、高齢者等の待合スペースを設置する等が考えられる。空間・設備では、車いす用のトイレを一つ以上設置する、手すりや背もたれ等を設置する等が考えられる。運用では、トイレに行くことを我慢しないように声かけを行う等が考えられる。

③ 衛生面の配慮

清掃や消毒水の設置など、特に伝染性疾患の予防のために衛生管理は重要である。衛生面を配慮するためには、便器の形態や汚物処理方法、衛生関係の物資の備蓄等、また、利用のルールづくりを含めた、管理・運用方法を検討する。特に、避難場所となった公園のトイレでは、インフルエンザウイルスやノロウイルスが原因となった集団感染などのリスクがあるため、感染制御が重要となる。そのため、公園管理者は手洗いでできる環境整備、トイレットペーパーやサニタリーボックスの設置を行うとともに、トイレ清掃を当番制にするなど被災者が主体となった衛生管理を促すことが必要となる。

3. 平常時における備え

他の防災関連施設と同様に、被災者や周辺住民が災害用トイレの使用法を熟知し、災害時に円滑かつ迅速に使用できることが求められる。そのために、公園の防災イベントをはじめ他のイベントでマンホールトイレの蓋を開ける、囲いのテントを組み立てる等の行程を含めて使用してみるほか、イベント以外でも日常的に使用する機会をつくる必要がある。また、避難場所となる公園では、防災用トイレの器材を保管している場所、鍵の保管場所、災害時の管理・運用について、平常時に関係機関（下水道部局、危機管理部局等）や地域住民と認識共有を図る必要がある。

なお、近年では災害時におけるトイレの確保・管理について、防災や下水道分野において以下のような資料がとりまとめられている（平成 29 年 9 月現在）。本章の内容も、多くがこれら資料の抜粋となっていることから、詳細はこれらの資料を参照されたい。

○内閣府（防災担当）「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成 28 年 4 月）」¹¹³⁾

避難生活を支援する行政が取り組むべき事項のうち、トイレの確保と管理について指針を示したものの。

○国土交通省「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（平成 28 年 3 月）」¹¹⁴⁾

マンホールトイレの有用性や整備・運用の考え方等を示すことで、マンホールトイレの普及を促進し、快適なトイレ環境を確保できることを目的に策定されたもの。

また、災害用トイレの種類や配置などの計画設計に関する留意事項の詳細は、「Ⅲ. 3. 1 公園施設等の設計（2）防災関連公園施設等 4）非常用便所」を参照されたい。